

筑波大学社会・国際学群国際総合学類
卒業論文

カナダにおける移民受け入れ制度と多文化主義
—ケベック州・モンリオールにおける事例から考える—

2018年1月

氏名：高橋真生
学籍番号：201310376
指導教員：関根久雄

目次

第1章 序論	3
1. 研究の目的	3
2. 研究方法	5
第2章 カナダ移民制度の変遷	7
1. カナダ自治領成立から 1914 年	7
2. 二つの世界大戦	9
3. 移民新時代	13
第3章 カナダの移民受け入れ制度	16
1. カナダの移民受け入れ状況	16
2. 移民難民・保護法	22
3. カナダの移民政策	24
(1)移民クラスとその条件	24
(2) Express Entry System について	29
(3)カナダの移民受け入れの取り組み	32
(4)カナダ市民権について	33
第4章 カナダにおける多文化主義	35
1. 1971 年多文化主義政策と 1988 年多文化主義法	35
2. 多文化主義政策に対する評価	36
第5章 ケベック州の移民受け入れ制度	38
1. ケベック州の移民受け入れ状況	38
2. ケベック州の移民政策	40
3. ケベック州における移民受け入れの取り組み	42
第6章 結論	45
注	49
参考文献	54
Summary	56

謝辞.....	57
---------	----

図目次

図 1 カナダへの移民の推移（1860 年～2014 年）	16
図 2 カナダにおけるカテゴリー別移民数の推移（1990 年～2014 年）	18
図 3 カナダにおける移民カテゴリー別出身地域分布（2014 年）	19
図 4 カナダにおける移民カテゴリー別語学能力分布（2014 年）	21
図 5 ケベック州におけるカテゴリー別移民数の推移（2005 年～2014 年）	38
図 6 ケベック州における移民カテゴリー別出身地域分布（2006～2015 年）	39
図 7 カナダ全体とケベック州における移民の言語能力分布(2014 年).....	40

表目次

表 1 移民のカテゴリーとその要件	17
表 2 カナダへの移民出身地(1957 年、1991 年、2006 年、2014 年)	19
表 3 個人技能移民のポイント制度点数配分（2018 年現在）	26
表 4 自営業者クラスのポイント制度点数配分（2018 年現在）	29
表 5 COMPREHENSIVE RANKING SYSTEM 点数配分（2018 年現在）	31
表 6 ケベック州への移民出身地(2006～2015 年).....	40
表 7 ケベック州技能移民プログラムのポイント制度点数配分（2018 年現在）	42

第1章 序論

1. 研究の目的

冷戦終結後、「グローバル化」「グローバリゼーション」という言葉が現代社会を読み解くキーワードのひとつとして頻繁に用いられている。インターネットの普及やテクノロジーの進歩によって、政治・経済・文化だけでなく、移民などの人々の国境を越える動きもより活発になりつつある。実際に、世界における移民数は1985年で1億人、1995年で1.6億人、2005年で1.9億人、2015年で2.4億人⁽¹⁾と着実に増加しており、世界人口の3.2%を占めるに至っている。しかし、移民の増加に伴う治安の悪化や、移民に対する差別、移民受け入れに対する国民の反発など、移民受け入れにおける問題は数多く残されている。このような現代社会において、移民をどのように受け入れていくかは各国における課題となっている。

「移民」には国際的に合意された定義がなく、法制上における移民の定義も国によって異なる。移民の定義として最も引用されているのは、1997年に出された国連統計委員会への『国連事務総長報告書』に記載されているものである。それによると、移民は「通常の居住地以外の国に移動し、少なくとも12か月間その国に居住する人」ととらえられている。これによると、留学生や海外に長期赴任している人、長期旅行者、難民なども移民に含まれることになる⁽²⁾。以下では、そのような広義の移民を「移民」と表記する。

これまで、移民を多く受け入れ、先進的な取り組みを行ってきた国の1つが、カナダである。カナダ統計局の定義によれば、カナダにおける「移民」とは「永住許可移民」のことであり、入国監査官によってカナダに永久的に住む権利を認められている人、もしくは認められたことのある人のことを指す。具体的には、カナダの法律によって定められた永住許可移民のほかに、カナダ国民として帰化した者を含んでいる⁽³⁾。また、この中にはカナダの永住権を得た難民も含まれる。移民の多くはカナダ国外で生まれた者であるが、わずかにカナダで生まれた人も移民に含まれている。以下では、カナダの定義としての移民を「永住許可移民」と表記する。これには、カナダが人口拡大と労働力の増加を必要としているという背景がある。移民を永住者として受け入

れ、最終的に市民権を取得し、カナダ市民となることを前提としている〔大岡 2012:2〕。カナダは建国当初から多くの移民を誘致し、国を発展させてきた。2つの世界大戦の影響を受け、移民の受け入れが下火になった時期もあったが、第二次世界大戦後の1950年代から再び受け入れるようになり、受け入れ対象も拡大されていった。近年では毎年25万人前後の永住許可移民を受け入れており、2015年時点では783万人の移民がカナダに居住している。これは世界で7番目に多い数値である⁽⁴⁾。

カナダは1971年に世界で初めて多文化主義政策(multiculturalism policy)を採択し、1988年に多文化主義法を制定した。「多文化主義」というのは、移民・エスニック集団の文化・コミュニティを尊重・支援し、それを通じて全体社会への統合を図る考え方である。国民国家は1文化、1言語、1民族によって成立すべきとされ、マイノリティに対して主流派の慣行を強要する「同化主義(assimilation)」と対比すると、より公平かつ効果的な統合の手法として認識されてきた〔辻 2011:38-39〕。多文化主義政策に関わる取り組みとの内容としては、主流社会への参加のため、主流社会の文化・言語の習得機会を与えると同時に、移民、難民、先住民などの各エスニック集団の伝統的 culture、言語、生活習慣を政府が積極的に保護・支援を行うことや、偏見・ステレオタイプの一掃を目指すことなどがあげられるが、具体的な多文化主義のあり方は国・地域や、多様性の許容範囲などにより多岐にわたる〔関根 1996:41-42, 51-52〕。カナダはこの多文化主義を最も意欲的に展開し、これを通じた移民の統合に成功してきた国といわれる〔森川 2012:6〕。

しかし、カナダに続いて多文化主義を採用したオーストラリアでは、近年反移民感情が高まり、反移民を掲げるワンネーション党のような極右政党や、超保守的なオーストラリア保守党が支持を集めている。2017年には移民政策の転換がなされ、市民権を取得するために必要な居住期間が1年から4年に延長され、条件として「堪能な英語力」が必要となるなど市民権の条件も厳しくなった他、「オーストラリア人の価値観」が強調されるようになった。この政策に関して、ターンブル首相は多文化主義の強化を目標としていると述べている。しかし一方で、外国人労働者の就労ビザの厳格化も発表され、オーストラリア人の雇用を最優先する「オーストラリア第一主義」を目指す方針も示された。この政策の転換は反移民のトーンを前面に押し出し、西洋的な文化を共有しない特定の人々をターゲットとしているという見方もされている。このよ

うに、多文化主義を採っている国においても、国民からの反発や、特定の人々の排斥というような問題が生じ、その在り方が変わってきている。

そこで本稿では、多文化主義について再検討するため、多文化主義政策が成功していると言われているカナダにおける「多文化主義」の在り方について、移民受け入れ制度から考察し、多様な文化・コミュニティを尊重した社会統合が可能な政策となっているのかを検討する。カナダにおいては、憲法の下、連邦政府が移民政策を制定する権限を有している。しかし、カナダ移民法の下、連邦政府は移民に関する事項について州政府と協定を締結する権限を有し、州政府は移民の定住と適応化関連の政策やプログラムの実施と管理を支援する責務を負っているため、州政府によって移民受け入れ制度に多少の差異が生じる。[自治体国際化協会 2008:7]そこで本稿においては、カナダの移民受け入れ政策の概要と多文化主義についてまとめた上で、州での移民受け入れ制度の一例として、カナダ人、移民、そしてフランス語系カナダ人であるケベック人というより多様な人々によって構成されているケベック州を取り上げ、検討する。

2. 研究方法

カナダの移民史やカナダの移民政策、多文化主義に関わる文献、学術論文等の先行研究、カナダの移民に関する法律、統計資料、カナダ移民・難民・市民権省(Immigration, Refugees and Citizenship Canada)、ケベック州の移民・多様性・包括省(Ministère de l'Immigration, de la Diversité et de l'Inclusion)等カナダ官公庁の公式 Web サイト等をもとに研究を行う。

以下に章構成について述べる。第2章では現代の多様な文化、出自等をもった人々によって構成された社会がカナダで成立した背景を探るため、カナダの移民政策の変遷についてまとめる。第3章では現在のカナダの移民受け入れ制度の概要を、受け入れ状況、現行の移民法である移民・難民保護法(Immigrant and Refugee Protection Act)、移民政策の観点からまとめる。第4章では、カナダにおいての多文化主義とは何かを1971年多文化主義政策と1988年多文化主義法から考察し、その評価についてもまとめる。第5章では移民受け入れ制度の具体例としてケベック州の事例についてみていく。そのうえでカナダ全体について扱った第3章と同じく、受け入れ状況と移民政策の観点から現状をまとめ、考察していく。第6章では、これまでまとめてきた内容を

もとに、移民政策と多文化主義は相互にどのように影響し合い、カナダ、ケベック州ではそれぞれどのような「多文化主義」を作り上げているのかを考察、批判し結論とする。

第2章 カナダ移民制度の変遷

本章では、カナダ移民制度の変遷をヴァレリー・ノールズの『カナダ移民史—多民族社会の形成』をもとに、カナダ自治領成立から1914年、2つの世界大戦、移民新時代の3つの時代に分けてまとめていく。

1. カナダ自治領成立から1914年

1867年にイギリス領北アメリカ法によってオンタリオ、ケベック、ニューブランズウィック、ノバスコシアの4州からなる新しい連邦体制、カナダ自治領が成立した。カナダの政府およびカナダの行政権は引き続きイギリス女王に属し、カナダの統治に関して助言を行う機関としてカナダのための女王の枢密院が置かれ、イギリスとの従属関係は残っていたものの、自治領成立によって、それまでバラバラであった植民地が一つの統一体としてまとまり、内政や防衛、通商の面でしっかりとした体制が作れるようになった。新しい連邦体制が発足したカナダにとって最も重要な課題は西部地域を連邦に加盟させることであり、それにともなって西部の平原地域に入植する移民を多く誘致することが必要とされたのである。そのため、カナダ自治領が成立してまもなく有望な移民を誘致するための広報活動を行う移民代理人のネットワークが設置され、1868年にはロンドンとヨーロッパ大陸に1か所ずつ移民事務所が開設された。そしてその翌年の1869年には、カナダ自治領成立後初めての移民に関する法律である1869年移民法が制定された〔ノールズ 2014:91-95〕。

第一次世界大戦が勃発するまでの時代に主に求められていた移民は、資金を持つ農民、農業労働者、女性家事使用人などであり、特にイギリス、アメリカ合衆国、北ヨーロッパなどからの移民が望ましいとされていた。だが、この法律は当時広まっていた自由放任思想を反映し、どのような人を移民として認め、どのような類いの移民を禁止すべきかについて言及していなかった。しかし、1872年の法改正で犯罪者やその他「非道徳的な部類」の入国を禁止し、1879年には生活保護者や貧窮者を排斥する、事実上の内閣令である枢密院令が発布された。これらの法律の改正によってカナダの移民政策の基礎がつくられ、これを改正することによって、時代に応じて徐々に変化

させることができるという形がとられていった [ノールズ 2014:92-95]。

1906年にはそれまでの移民に関するあらゆる法律を全面的に統合・改正した「1906年移民法」が制定された。この法律によって、それまでの自由な入国政策が終わり、望ましくない移民の入国を規制することができるようになった。この政策方針の転換は、1896年以來の移民誘致策によって入ってきたウクライナ人とロシア・ウクライナに起源を持つキリスト教の教派であるドゥホボール派がイギリス系優勢の社会に同化せず定住していることに対し、西部人が反発を起こしたことなどに起因している。これによって、もっと選別的な移民政策が求められたのである。1906年移民法において、「移民」が定義され、船舶でカナダに到着した乗船客、船舶に乗船する賃金労働者であれば、いかなる階級であっても移民に含まれるとした。ただし、カナダに以前在住していた者、カナダへの入国目的が他国に行くための経由に過ぎない観光客等には含まれないほか、鉄道もしくは他の交通手段を用いて入国した者も移民の定義からは外された⁽⁵⁾。また、売春婦とその周旋人、精神遅滞者、てんかん患者、狂人、伝染病罹患者のすべて、カナダに家族がいる者を除いた盲目者、聾啞者、啞者、虚弱者のすべてを含む広範な個々人は移民の定義から除外され、入国が禁止された。これに加えて、移民が所持していなければならない「上陸金」の額の規定も定められた。また、カナダとアメリカの国境での管理を含む移民業務の大規模な実施や、入国禁止対象の移民の送還、到着後2年以内に公金で生活保護を受けた移民と刑務所、救貧院、慈善施設に収容された移民の送還なども定められた。これによって、移民禁止対象が大幅に増え、望ましくない移民の送還措置が公的に認められた。この法律は排斥と送還を扱う条項を盛り込んだことによって、移民選択、つまり移民規制の政策を実施する最初の法的枠組みとなった。これまでも、ある種の移民を禁止する法律や、ある特定の移民を出身地域へ送還できる法律はあったが、1906年移民法は移民禁止対象を大幅に増やし、望ましくない移民の公的に認めたのである [ノールズ 2014:142-143]。

1910年移民法は1906年移民法に続く第二の移民制限法である。1906年移民法との相違点は、カナダへの移民の数、民族的出自、職業構成を規定する枢密院令を出す事実上無制限の権限が新たに内閣に与えられた点である。これは政府が対応を求められるような事態が起きた場合に、政府が移民を規制できるようにするための条項として加えられた。この法律は、人種、民族、出自に基づいて特定の移民集団の入国を禁止する条項はなかったが、望ましい移民は推奨し、そうでない移民は制限する、もしくは

は排斥するために必要な措置が規定されていた。また、送還の対象となる条件や種類、送還手続きなどの全容が示され、新たに政治やモラルの不安定を理由に送還できる規定も加えられた。また、同年に枢密院令が發布され、1910年移民法に基づく規則化や具体化が行われた。その中の1つが、すべての移民を課税対象とする規則である〔ノールズ 2014:145-147〕。

このように、移民法はカナダにとって「望ましい」移民を受け入れ、それ以外を制限・排斥できるように改正が重ねられていき、白人、その中でも特にヨーロッパ人を中心とした人々が移民として受け入れられていった。1896年のローリエ政権のもとで行われたシフトンの移民の積極的拡大政策⁽⁶⁾から続いた移民の波は1914年の第一次大戦勃発とともに終わるが、この18年間に約300万人の移民がカナダに住み着き、全体を占める外国生まれの割合は22%を上回った。このように、カナダは急速に多言語社会へと変容していったのである〔ノールズ 2014:162〕。

2. 二つの世界大戦

第一次世界大戦勃発によって、カナダへの移民の動きが停滞しただけでなく、外国人生まれのカナダ人に対する敵意も表面化した。それまで「望ましい」移民の上位にあったドイツ人やハンガリー人、ポーランド人、ルーマニア人などが、敵性外国人として敵意の対象になった。また、政府による戦時措置法によって拘束される敵性外国人もいた。他にも、1918年に枢密院令によって「敵性語」で書かれた文書は内務大臣の許可なしに印刷、発行、所持することが禁じられるなど、多くの反「敵性外国人」措置が取られた〔ノールズ 2014:165-168〕。

そして第一次世界大戦が終わると、戦中の反外国人感情と1917年のロシア革命に続く「赤の脅威」にカナダ人がおびえていたことが影響して、戦争によって経済が停滞し、社会が崩壊したヨーロッパからの移民に対する障壁が設けられた。また、戦後のカナダでは経済が停滞し、失業者が増えたため、移民排斥主義への共感が生まれ、敵性外国人を解雇し、復員軍人に職を与えるなどの措置がとられた〔ノールズ 2014:170-171〕。また、1919年には移民法が改正された。第一次世界大戦以前は経済的側面が重視されていたが、その後一転して、移民の文化・思想的側面が移民選別において重視されるようになった。これによって望ましい移民は白人自治領諸国、アメリカ合衆国、北西ヨーロッパ出身者となり、カナダ自治領成立当初に望まれた農民たち

は民族別の好ましさの基準の下に追いやられた [ノールズ 2014:175]。

しかし、1925 年になると、再び労働力としての移民が必要になったため、ヨーロッパからの大量移民を阻止していたほとんどの障壁が撤去された。そして 1925 年に政府は鉄道協定によってヨーロッパ各地からの移民を受け入れ始めた。このとき、カナダの労働需要に応じてエストニア、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ロシア、ドイツなど、それまで望まれない移民とされてきた国々からの移民が西ヨーロッパからの移民と同等におかれるようになった [ノールズ 2014:182-183]。

こうして再び多くの移民がカナダに入ってきたが、1930 年代の世界恐慌によって、事態は再び一転した。政府は移民を厳しく制限し、農場の開拓と維持のための十分な資金をもつ移民と、すでにカナダに居住している家長の妻と未成年の子供以外、ヨーロッパからの移民は停止された。これによって移民の数は激減した。また、1933 年には労働者のほぼ 4 分の 1 が失業という経済状況であったため、少ない仕事口を移民が脅かしているとみられ、すでに定着していた移民もカナダ人の攻撃対象となった。また、職を失い送還される移民もいた。このような状況下において、カナダへの入国を強く望むヨーロッパからの難民たちもいたが、彼らを受け入れることはなかった。しかし、第二次世界大戦が始まると、1938 年秋にヨーロッパでユダヤ人大虐殺が起こったことと、ミュンヘン協定によりチェコスロバキアがヒトラーに降伏し、約 8 万人の反ナチス住民が祖国を離れたことにより、難民支援を行うロビー活動団体カナダ難民委員会が組織され、一部の難民の受け入れが行われた [ノールズ 2014:183-186, 190-193]。

第二次世界大戦後の最初の数年間、移民政策は引き続き極めて制限的であった。これは、第一次世界大戦後のように戦後不況が起こるのを恐れていたことと、ヨーロッパとカナダを結ぶ客船が不足していたため、海外にいるカナダ軍人とその家族の帰還を最優先にしたためである。しかし、戦争終結から数か月後には、穏健な移民政策を求める人々が、カナダは戦争で大きな被害を受けたヨーロッパの人々を受け入れるべきであると考えられるようになった。また、移民の増加はカナダの市場を拡大し、カナダ経済の持続的拡大につながるという考えのもとで、移民を求める動きも生まれた。このような人々の考えや、難民支援を行った非宗教派最大のロビー活動団体であるカナダ難民委員会などの活動を受け、1946 年に移民規制緩和に向けた暫定的な措置として、自活できるカナダ住民が、ヨーロッパにいる近親者と 16 歳未満の孤児の姪と甥の入

国を支援保障できるようにした。また難民たちのパスポートの代わりに身分証明書と旅行書類を受理できる規定を設けたりもした [ノールズ 2014:199-201, 206]。

そして 1947 年には、当時のキング首相が「政府の方針は、移民の奨励によってカナダの人口を増やすことである」という移民に関する声明書を発表し、移民規制の緩和措置がとられた。これに伴い、国連憲章を尊重して 1923 年の中国人移民法も撤廃され、カナダ市民ではないカナダ在住中国人が帰化申請できるようにもなった。その後政府は、難民の地位に関する 1951 年の条約を結ばれる前である 1947 年に難民の受け入れを決定し、難民の受け入れを本格化していった [ノールズ 2014:208-210]。

その後 1950 年に、穏健な移民政策令を枢密院が出し、イギリス、アイルランド、フランス、アメリカ合衆国からの移民に対する優先待遇を維持しつつ、入国可能なヨーロッパ移民の範囲を広げた。ここで入国可能になったのは、カナダ住民が支援保証する親族、農場主、専門職、企業家、家事使用人、看護補助師、その他のカナダの雇用主が推薦する労働者、移民入植事業もしくは労働省が承認した労働者であった。また、この年には市民権・移民省の創設も行われ、移民局と市民権局からなる移民を扱うことを専門とする省庁となった。それに伴い、市民権・移民相はエスニック集団からの票を失わないようにする必要が生じ、中国人やドイツ人など移民規制も緩められていった [ノールズ 2014:215-217]。

これらを背景としてできたのが 1952 年移民法である。これは移民行政を簡素化し、移民の選別・許可・送還に関して大臣がもつ権限を規定していたが、依然として移民の選別と許可について様々な理由で入国を禁止もしくは制限できる包括的な権限は枢密院に与えられていた。この法律での新たな取り組みは、移民に輸送費・旅費の貸付金が認められたこと、そして所轄省庁の大臣と官吏に大幅な自由裁量権が与えられたことである。前者の取り組みによって、政府は渡航支援貸付制度を開始し、カナダが必要とする技能をもっているがカナダへの渡航費を賄えないヨーロッパ人を援助した。また後者の取り組みについては、柔軟にしっかりと運用されれば、望ましい移民を入国させたり、人道的に移民を支援したりするための重要な手段となりえるものであった [ノールズ 2014:217-218]。1956 年のハンガリー動乱後のハンガリー難民受け入れは、そのよい例である。この事件に対してカナダ人は同情を寄せ、政府も難民受け入れの対応を行った。その際、ハンガリー難民受け入れ計画の企画・運営を総括して行ったのは市民権・移民省であり、その一切の責務を負っていた。このときの取り組み

によって、市民権・移民省は移民制度が抱えてきた様々な制約を克服し、今後やってくる難民や通常の移民に対して柔軟に対応できる道を開いたのである [ノールズ 2014:220-224]。その後、経済の後退によってさまざまな形の移民の規制が行われたが、1960年の世界難民年にそれまで拒否してきた「疾患を持った個人」として、結核患者352人とその家族を受け入れるという取り組みも行われた [ノールズ 2014:234-235]。

また、大戦中の移民に対する差別政策などの経験から、それまで採用してきたイギリス型の人権保障システムのカナダにおける不適合性が認識されるようになり、アメリカ合衆国の憲法に見られるような「憲法規範としての人権規定」が主張されるようになった。これを踏まえ作られたのが1960年に出版されたカナダ権利章典である。この法律において、人種、肌の色、出身国、宗教、性別による差別を拒否する条文が明記された [長内 2008:86-87]。これによって政府は人種や出身国に基づいて移民を選別することができなくなった。この流れのなかで提案されたのが、カナダ自治領が成立してからずっと歴代首相が公認し実行してきた、白人優遇のホワイト・カナダ移民政策の廃止であった。この取り組みは1962年に公表された、「無支援保証移民は、必要な教育、技能、その他の条件を備えていると市民権・移民省が判断した場合、仕事を見つけるまで自活できるか、特定の職種に就くために到来するかであれば、人種、肌の色、出身国に関係なく、入国するにふさわしい者と見なされる」という新しい規則によって実現された [ノールズ 2014:238-240]。

その後、無支援保証移民の選別にあたっての客観的で公正な制度が必要であるとされ、その指標として1967年に「ポイント制度」が導入されたのである。このポイント制度は、移民希望者の年齢、言語能力、カナダ在住の家族の有無、職種、学歴などを点数化し、100点満点で50点を超えたものが移民合格とされた。また、このポイント制度が移民規則に組み込まれる際、新しい要素も付け加えられた。それは、①すべての部類の移民から、国籍あるいは人種に基づく差別を排除すること、②支援保証移民を扶養親族に限定し、新しい区分として特定親族一年齢、未婚既婚を問わない子供と、労働力となりうる兄弟姉妹、両親、祖父母、叔父叔母、甥姪、孫が含まれる一を設けること、③訪問者がカナダ滞在中に永住移民許可申請ができる特別規定を設けること、の以上3つである。特にこの3つ目の要素によって、アメリカ合衆国、ラテンアメリカ、ヨーロッパ、アジア、カリブ海諸島などの地域からの訪問者数が次第に増え、移住許可申請も増えていった [ノールズ 2014:248-252]。

人種差別撤廃やポイント制度導入など移民法の変化を受けて、1970年代になると新しいタイプの移民が入ってくるようになった。1966年には、カナダに来る移民の87%がヨーロッパ系であったが、1970年には50%が西インド諸島、ハイチ、香港、インド、フィリピン、インドシナなど新しい地域からの移民で占められるようになった。そして1970年代と1980年代を通して、移民のほとんどがアフリカ、アジア、カリブ海諸島、ラテンアメリカの出身者になった〔ノールズ 2014:267〕。

3. 移民新時代

1976年移民法は1978年から2001年までの移民政策の土台となる法律である。1976年移民法では、新しい試みとして、カナダの移民政策の基本原則と目的が明記された。この国家目標には、カナダの人口・経済・社会の目標を進展させること、家族の呼び寄せ、1951年の難民の地位に関する国連条約と1967年の難民議定書に対する国際的義務の遂行、移民政策での差別の廃止、移民のカナダ定住に関わるすべての政府機関や任意団体との協力、が含まれた。また、他の制定法とは異なる、将来に向けての計画に対して政府の責務を義務付ける規定も設けられた。これによって、人的資源・移民大臣はカナダの移民の計画と運営を諸州と協議することが義務付けられ、諸州やその他関係する個人や組織と協議した後に、政府が一定期間に入国を認める移民予定数を議会で毎年公表し、その数を決めた人口学上の根拠について説明することが求められた。

さらに、1976年移民法においてはカナダへの永住移民の資格者を基本的に3つの分類に分けた。1つ目は「家族クラス」であり、これには近親家族と扶養の子供、そして最大10年間、家族に住居、世話、維持を提供するのに同意したカナダ人あるいは永住移民の両親と祖父母が含まれる。2つ目は「人道的クラス」であり、これには1951年の難民の地位に関する国連条約、及び1967年の難民議定書にある難民の定義に合致した難民と、迫害や追放された人々で国連の厳密な規定に照らせば難民とは認められないが人道的理由から内閣によって特別に指定されたクラスの人々が含まれた。そして3つ目が「個人クラス」で。これは自分自身で永住移民許可を申請し、ポイント制度によって選ばれた個々人を指している。この分類において、難民を移民とは別に選別され入国が許可される特定のクラスとして規定したことにより、迫害を受ける恐怖のある祖国に不本意に帰還させられる外国人の保護に対するカナダの法的義務を明白

に認めたこと、そして難民の地位を判断する基準を定めたことは極めて革新的であった。また、難民の地位に関する諮問委員会が設置されたことにより、カナダにおいて難民申請を行う者を問いただすことができるようになった。他にも、取り調べを受ける者に対する法執行手続き上の保護規定強化や、行政側の自由裁量権抑制などにより、寛容な移民政策となった。しかし一方で、国家安全保障に関わる場合は、内閣に対して行政の自由裁量権を行使できる全面的権限を認めることで、より進歩的な制定法となっていた。その後 1978 年に 1976 年移民法を補完する移民規則が出された。ここではポイント制度が改定され、正規教育よりも実務訓練や経験が一層重視されるようになった他、移民法の難民規定も拡大され、斬新で柔軟な難民支援計画の大要が示された [ノールズ 2014:264-267]。

この新しい移民法は、当初うまく機能していたが、1980 年代になって増加した難民や、それとともに増えた不法な移民などによって脅かされ、新しい難民認定制度が定められた。また、世界の情勢の変化に合わせて企業家や自営業などのビジネス移民の受け入れ促進や制度の運用と管理の厳格化といった移民法の改正なども行われた。そして、テロの脅威や移民の平均収入の低さや失業率といった課題、移民の経済的重要性に対する疑問などがある中で、1998 年に移民問題諮問委員会は移民制度に対する国民の信頼を取り戻すために、移民政策を大幅に見直すことを勧告した。報告書の重要な勧告は以下の通りである。

- ・ 年間の移民上限数の設定
- ・ 大規模投資家を含む、すべての移民の英語、フランス語能力の重要性を強調
- ・ カナダでの難民申請者に対する監視の徹底
- ・ 投資家移民計画の刷新
- ・ 熟練外国人労働者のカナダ移民手続の簡素化
- ・ カナダに自力で来られる者よりも、最も困窮した者—たいていは女性や子供—への支援に力点をおいた新難民制度の導入。専門的訓練を積んだ官吏が大半を占める新しい部局による難民申請審査。
- ・ 定住移民が親族に対してカナダ到着後の数年間財政支援に同意する現行の家族支援保証制度の抜け穴の封鎖。 [ノールズ 2014:324-325]

これを受け、カナダの労働市場の変容、人口統計上予想されるカナダ社会の変化、カナダの治安と安全を考慮した上で、移民制度の簡素化をはかるため、2002年に移民・難民保護法が発行された。この法律は現在も使われている最も新しい移民に関する法律であるため、この法律の詳しい内容については、現在の移民政策として次の第3章1節で詳しく述べる。

第3章 カナダの移民受け入れ制度

1. カナダの移民受け入れ状況

世界銀行の統計によると、2015年時点でカナダには783万人の移民が居住しており、これは世界で7番目に多い数値である⁽⁷⁾。ここでの移民は当該国以外の国で生まれた居住者あるいは外国籍の居住者を指しているため、カナダの移民の定義に必ずしも当てはまらないが、この統計によると人口の21.8%を広義の移民が占めていることがわかる。カナダ移民局によると、2000年以降毎年25万人前後の永住許可移民を受け入れており、2014年には260,404人の受け入れを行った⁽⁸⁾。このようにカナダは世界でもトップレベルで移民の受け入れを行っている。

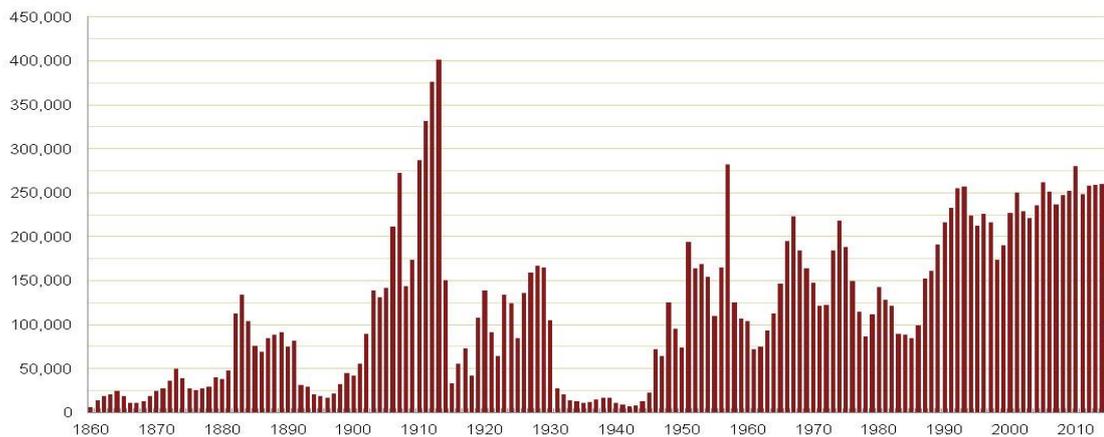


図1 カナダへの移民の推移（1860年～2014年）

（[Facts and figures 2014: Immigration Overview: Permanent residents⁽⁹⁾]より引用）

カナダでは移民・難民保護法において大きく分けて3つの移民のカテゴリーが示されている。まず1つ目が家族クラス(Family class)である。これは、カナダ市民権保持者もしくは永住許可移民の配偶者、コモンローパートナー⁽¹⁰⁾、婚姻パートナー⁽¹¹⁾、両親、祖父母、扶養対象の子供などの親族が申請することができる。2つ目が経済移民クラス(Economic class)である。これは、経済的に自立できる能力があることが条件となっている。この経済移民クラスには、経済移民として永住許可移民に申請した本人

以外に、一緒に移住する配偶者、扶養対象の子供も含まれている。また、カナダ経済を支えることができるビジネス経験豊富な存在として事業移民クラス(Federal Investor and Entrepreneur Class)も経済移民クラスのサブカテゴリーとして規定されている。3つ目は難民クラス(Refugee)である。これには1951年の「難民の地位に関する条約」、1967年の「難民の地位に関する議定書」(以下2つの条約をまとめて「難民条約」と表記する)で難民と定義されている「人種、宗教、国籍、政治的意見やまたは特定の社会集団に属するなどの理由で、自国にいと迫害を受けるかあるいは迫害を受ける恐れがあるために他国に逃れた」人々⁽¹²⁾だけでなく、難民条約には当てはまらないが自国で迫害を受ける恐れがあり保護を必要とする、カナダ国内又は国外に居住する者も含まれる⁽¹³⁾。

表 1 移民のカテゴリーとその要件

クラス	諸要件	サブカテゴリー
難民クラス	<ul style="list-style-type: none"> • 祖国で迫害の危機に瀕する者 • カナダが最初に上陸した安全な国であること 	国連条約難民クラス
		庇護国クラス
		支援国クラス
家族クラス	<ul style="list-style-type: none"> • 18歳以上のカナダ市民権保持者又は永住権保持者が経済支援者として親族のカナダ永住権申請を行うこと 	配偶者、コモンロー パートナー、扶養の子供
		その他の親類
		国外からの養子縁組
経済移民クラス	<ul style="list-style-type: none"> • 関連分野における教育、就労経験、英語又はフランス語の語学力(各サブカテゴリーにより詳細は異なる) • 労働市場の需要に応えられる者 	技術職及び専門職
		州指名
		ケベック指定の技術職者
事業移民クラス	<ul style="list-style-type: none"> • 40万カナダドルの投資又はカナダで事業を保有及び経営していること 	投資家
		起業家
		自営業者

(「カナダの移民政策及びその主要都市への影響」より引用)

移民のカテゴリー別内訳を見ると、ほぼ一貫して経済移民が最も多い。しかし、1990年代前半は経済移民が全体の40%前後だったのに対して、2008年以降は経済移民が全体の60%前後を占めるようになってきている⁽¹⁴⁾。つまり、社会的移民である家族クラスの移民や人道的移民である難民よりも、ポイント制度によって選別された人々である経済移民により重点が置かれ、より選別的な移民政策に変化していったといえる。

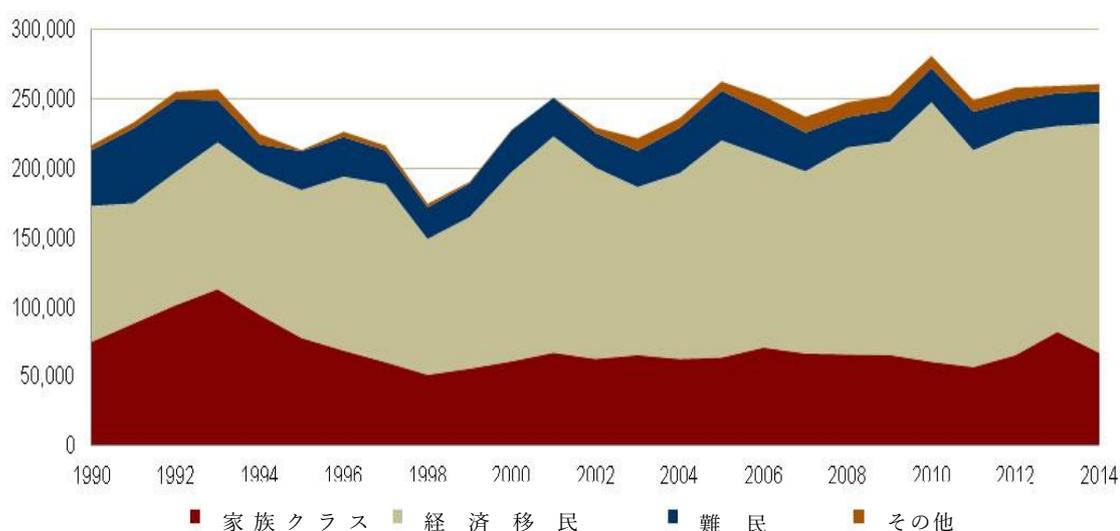


図 2 カナダにおけるカテゴリー別移民数の推移（1990年～2014年）

（[Facts and figures 2014: Immigration Overview: Permanent residents⁽¹⁵⁾]より引用）

また、移民の出身国の分布をみると、非ヨーロッパ系・有色人種が多く、その中でも特にアジア系が多いことがわかる。特に経済移民に関しては、1967年に移民の選定方法が変更された際、従来の人種・民族を基準とした移民の選別が廃止され、職能や言語能力を基準とする「ポイント制度」が導入されたことにより、イギリスからの移民が4割近くを占め、ヨーロッパからの移民が8割以上を占めていたところから一転して、多様な移民が入ってくるようになった。現在は中国、インド、フィリピンなどアジアからの移民が多くなっている。また、割合としては高くないものの難民に関しても積極的に受け入れている。2014年には2万3,286人を難民クラスの永住許可移民として受け入れており、その主な出身国は中東・アフリカとなっている。

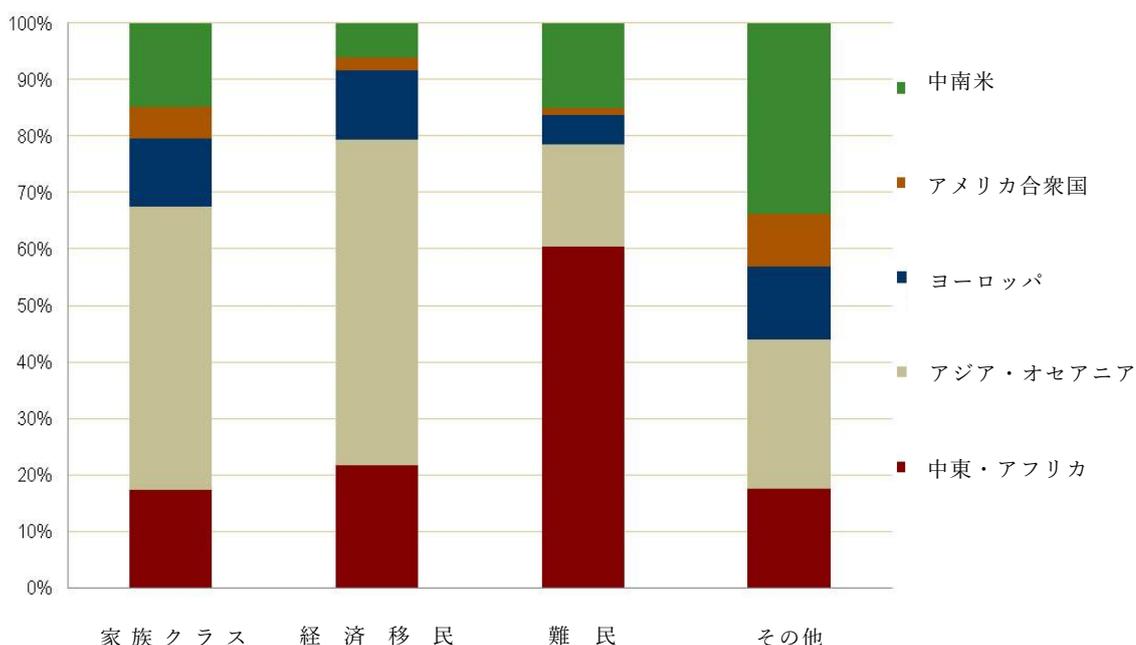


図 3 カナダにおける移民カテゴリー別出身地域分布 (2014年)

([Facts and figures 2014: Immigration Overview: Permanent residents⁽¹⁶⁾]より引用)

表 2 カナダへの移民出身地(1957年、1991年、2006年、2014年)

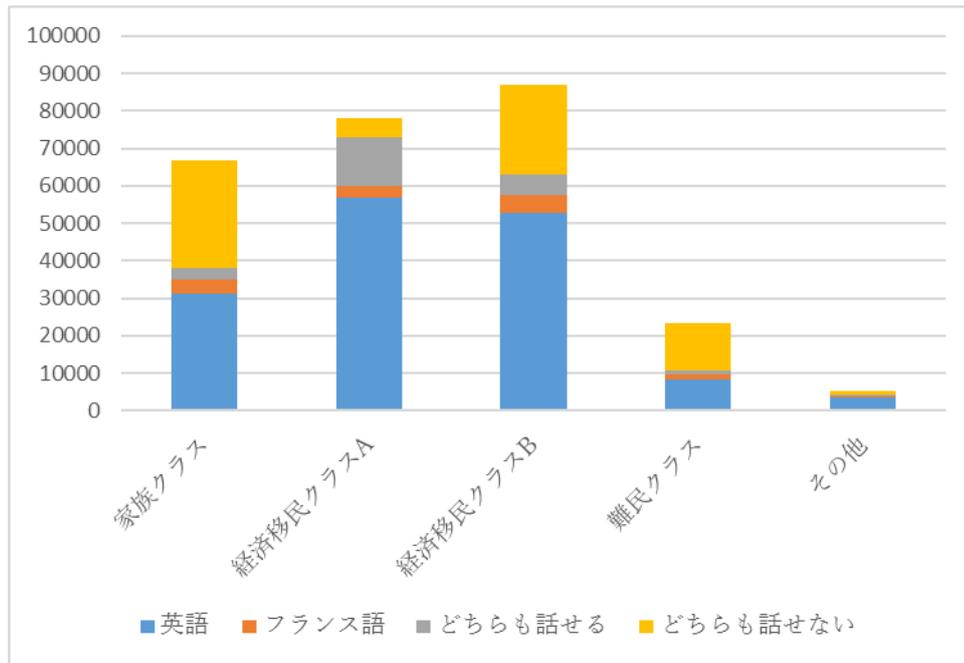
1957年							
順位	出身地	人数	比率 (%)	順位	出身地	人数	比率 (%)
1	英国	108,989	38.6	7	デンマーク	7,683	2.7
2	ハンガリー	31,643	11.2	8	フランス	5,869	2.0
3	ドイツ	28,430	10.0	9	オーストリア	5,714	2.0
4	イタリア	27,740	9.8	10	ギリシャ	5,460	1.9
5	オランダ	11,934	4.2				
6	米国	11,008	3.9	移民総計		282,164	

1991 年							
順位	出身地	人数	比率 (%)	順位	出身地	人数	比率 (%)
1	香港	22,147	9.7	7	ベトナム	8,934	3.9
2	ポーランド	15,479	6.8	8	英国	7,460	3.3
3	中国	13,727	6.0	9	エルサルバドル	6,926	3.0
4	インド	12,790	5.6	10	スリランカ	6,774	3.0
5	フィリピン	12,127	5.3				
6	レバノン	11,940	5.2	移民総計		228,557	
2006 年							
順位	出身地	人数	比率 (%)	順位	出身地	人数	比率 (%)
1	中国	33,080	13.2	7	英国	6,542	2.6
2	インド	30,753	12.2	8	韓国	6,178	2.5
3	フィリピン	17,717	7.0	9	コロンビア	5,813	2.3
4	パキスタン	12,332	4.9	10	フランス	4,915	2.0
5	米国	10,943	4.4				
6	イラン	7,073	2.8	移民総計		251,649	
2014 年							
順位	出身地	人数	比率 (%)	順位	出身地	人数	比率 (%)
1	フィリピン	40,035	15.4	7	英国	5,764	2.2
2	インド	38,341	14.7	8	フランス	4,717	1.8
3	中国	24,640	9.5	9	メキシコ	4,478	1.7
4	イラン	16,781	6.4	10	韓国	4,463	1.7
5	パキスタン	9,128	3.5				
6	米国	8,496	3.3	移民総計		260,404	

(『資料が語るカナダ 1535-2007』 pp340 表 7、

[Facts and figures 2014: Immigration Overview: Permanent residents⁽¹⁷⁾]より筆者作成)

移民カテゴリー別の言語能力をみると、申請時に経済的に自立できることを証明するための要件のとして語学力が求められるため、経済移民クラスの申請者本人は90%以上が公用語である英語もしくはフランス語を話すことができる。しかし一方で、家族クラス、経済移民クラスの申請者の配偶者、扶養対象の子供、難民クラスについてはどちらも話せない割合が高く、順に42.8%、27.4%、54.2%となっている。



(経済移民クラス A は申請者本人、経済移民クラス B は申請者の配偶者もしくは扶養対象の子供を表している。)

図 4 カナダにおける移民カテゴリー別語学能力分布 (2014 年)

([Facts and figures 2014: Immigration Overview: Permanent residents⁽¹⁸⁾]より筆者作成)

また、永住許可移民からカナダ市民権を取得している割合が高いこともカナダの特徴である。2011年の全国世帯調査(National Household Survey)⁽¹⁹⁾によると、カナダ国外で生まれた市民権の取得が可能な人口は約600万人に及び、そのうちの85.6%が市民権を取得している。カナダと同じように多くの移民を受け入れているオーストラリアでの帰化率は2011年で74.0%、アメリカでは2010年で43.7%となっている⁽²⁰⁾。このようにカナダでの帰化率は他の移民受け入れ国と比べても高い。

2. 移民難民・保護法

2002年に発行された移民・難民保護法は、第1部カナダへの移民(Immigration to Canada)、第2部難民保護(Refugee protection)、第3部強制執行(Enforcement)、第4部移民・難民審判所(Immigration and Refugee Board)、第5部経過措置と改正(Transitional Provisions, Consequential and Related Amendments, Coordinating Amendments, Repeals and Coming into force)という5部構成となっている。そして前文にて以下のようなカナダの移民計画の経済・社会・文化の基本的目標を示している。

- ・連邦制、二言語、多文化というカナダの特色を尊重しつつ、経済、社会、文化の利益を最大限追求
- ・カナダへの家族の呼び寄せ
- ・移民のカナダ社会への適応支援と、新永住者とカナダ社会の相互義務の確認
- ・観光、貿易、文化、科学の目的での訪問者、学生、一時的外国人労働者の誘致
- ・カナダ人の健康と安全
- ・犯罪者や治安上の危険分子の入国阻止による、カナダ社会の安全の保障と国際的正義と安全の促進
- ・州との協力による、移民の目標の達成、外国での学業証明の評価、永住者の適応

[ノールズ 2014:326-327]

また、これに加えて難民保護に関する以下の4つの人道的目標も示された。

- ・難民に関するカナダの国際的法的義務の履行と、再定住を必要とする者に対する支援
- ・保護を求めてカナダに到来した者に対する公平な配慮と、偽りのない迫害恐怖をいなく者への安全な避難場所の提供
- ・人権と自由を擁護する健全な難民認定制度の維持
- ・難民の家族の呼び寄せをはかることによる、難民の福祉と経済的自立の支援

[ノールズ 2014:327]

第1部では、カナダで移民として認められる上での条件や審査、規則、移民の権利と義務、留置と送還、上訴する権利、移民のカテゴリーなどが記されている。また、テロリズムを防ぐための規定も含んでおり、治安上危険で人道的、国際的権利の侵害者と判断された者は送還命令に対して申し立てができないことが定められた他、重罪人、組織犯罪者、訪問査証所有者には申し立ての権利がないことも明記している。また、10人以上を密航させた者に対する処罰もさらに厳しくなり、人身売買にも厳罰規定が盛り込まれた〔ノールズ 2014:329〕。

また同法では、旧法の主な欠点である個人技能移民プログラムを運用する規則を是正するため、申請者が適格かどうかを判断する基準も変更された。以前は一般職業リストに掲載された特定の職種と申請者の職業経験が合っているかどうかで決められていたが、この変更によって、あらかじめ定まった職種よりも柔軟性のある技能に重点を置くようになった。これは、急速に変化している労働市場において、空きのある職種に合う申請者を見つけるのは難しいと判断したことによる変更である〔ノールズ 2014:328〕。新しい取り決めでは、申請者を評価する際にポイント制度と国家職業分類が用いられた。これらの制度については次節で詳しく取り上げる。

そして第4部では、効率的かつ独立した疑似司法機関としてカナダ移民・難民審判所の設置も規定している。このカナダ移民・難民審判所は、「移民および難民問題に対して、効率的かつ公正に、法にのっとりながら、明らかに理にかなった決断を下す」⁽²¹⁾ことを使命としている。そしてこの使命を達成するため、難民保護部、難民上訴部、移民部、移民上訴部の設置も規定した〔ノールズ 2014:327-328〕。難民保護部ではカナダにいる者が行った難民保護申請の審査を行い⁽²²⁾、難民上訴部では、難民保護部が出した判定に対する申し立ての審査を行う⁽²³⁾。カナダ国外における難民保護決定はカナダ市民権・移民省が行う。移民部は、法律の下でカナダに入国できない、またはカナダから移住することができないと考えられる特定のカテゴリーの人に対して入国審問を行う他、移民法と難民保護法の下で勾留されている人に対して勾留審査を実施している⁽²⁴⁾。そして移民上訴部では保証人、撤去命令、居住義務などを含む移民関連事項に関する申し出の審査を行っている⁽²⁵⁾。このように個別の裁定機関を設置することによって、効率性、公平性を目指している。

3. カナダの移民政策

カナダは連邦制をとっており、連邦政府と州政府でそれぞれ管轄する分野・権力が分かれている。国全体にかかわる分野である、国防や外交、市民権、治安維持、刑法、貿易などは連邦政府の管轄分野である。移民に関しても、移民政策を制定する権限は連邦政府が有しているが、連邦政府が移民に関する事項について州政府と協定を締結する権限を有しており、各州・準州と新移民の管理や定住に関する枠組みを個別に締結しているため、連邦政府と州政府で共同して管理が行われている。本節では連邦政府としての政策を中心にみていく。

(1)移民クラスとその条件

前項でも触れたように、カナダにおける移民の大きな枠組みとして家族クラス、経済移民クラス、難民クラスがある。本項では、保護対象であり移民とは一線を画す難民を除き、特に選択的に選ばれている経済移民を中心に残る2つのクラスの条件、基準をみていく。

まず家族クラスであるが、まず18歳以上のカナダ市民権を持つ者、もしくはカナダに住む永住許可移民の支援者がいることが前提となってくる。それ以外の条件は支援する家族によって多少異なっているが、支援者がカナダに呼び寄せる家族の生活を財政的に支えられることが必要となっている。この家族クラスとして呼び寄せることができるのは、支援者の配偶者、法的なパートナー、婚姻パートナー、扶養対象の子供、両親、祖父母、養子、その他親戚である。ここでの扶養対象の子供の定義は22歳未満で配偶者もしくはパートナーがいない子供を指す。また22歳以上でも、22歳になる前から両親の経済的支援を受けており、精神的もしくは身体的状況が原因で、自身で生計を立てられない場合は扶養対象の子供に含まれる。経済移民とは異なり、呼び寄せる家族自体に対して経済的に自立できるだけの能力などは求められていないが、一定の語学能力が要求される場合もある。また、支援者がケベック州に住んでいる人の場合には、ケベック州の要件も満たす必要がある⁽²⁶⁾。

次に経済移民についてである。経済移民の中には様々なプログラムがあり、現在主なプログラムとして、個人技能移民プログラム(Federal Skilled Worker Program)、技能移民トレードクラスプログラム(Federal Skilled Trade Program)、カナダ経験クラス(Canadian Experience Class)、そして事業移民クラスとして投資移民ベンチャーキャピ

タルプログラム(Immigrant Investor Venture Capital Program)、スタートアップビザプログラム(Start-up Visa Program)、自営業者プログラム(Self-Employed Program)がある。

まず前者3つのプログラムについてみていく。これらの移民に対しては、より効率的な審査を行うことを目的として、2015年からExpress Entry Systemという電子申請システムが導入された。上記3つのプログラムいずれかの申請条件を満たした者がExpress Entry Systemに登録することができる。また、Express Entry Systemに登録すると、各州・準州が設けている州推薦プログラム(Provincial Nominee Program、以下PNPと表記する。)に申請することも可能である。このプログラムでは連邦が設けたプログラムと異なり、各州・準州によって設けられているため、それぞれの地域で求められている職種と独自の条件に適合した場合に適用される。PNPにはExpress Entry Systemを通した申請だけでなく、書類を通して各州・準州に対して申請することも可能である。経済移民にはこれらの4つのプログラムが存在するが、ケベック州には適応されておらず、ケベック州に住むことを希望する場合には、ケベック州技能移民(Quebec-selected skilled worker)として申請する必要がある⁽²⁷⁾。Express Entry Systemの詳細については次項で述べ、ここではそれぞれの連邦が提供している3つのプログラムの条件をみていく。

まず個人技能移民プログラムにおいては、まず職歴として過去10年以内にカナダ2016年国家職業分類(2016 National Occupational Classification、以下NOCと表記する。)でskill type 0: レストランマネージャーや、鉱山管理者、船長などのような管理職、skill levels A: 医師や歯科医、建築家など大学等の学位を必要とする専門職、skill levels B: シェフ、配管工、電気技師など大学卒業証書や見習いとしての訓練を必要とする技術職⁽²⁸⁾、以上3グループのいずれかに当たる仕事でフルタイム勤務として最低1年、もしくはパートタイム勤務でフルタイム勤務と同じだけの時間、賃金労働を行っていることが条件となっている。カナダの移民政策における職務経験において、フルタイム勤務は1つの仕事で1週間最低30時間労働を行っている状況を指し、1年間で最低1560時間労働している必要がある。パートタイム勤務の場合には、フルタイム勤務と同じだけの時間労働する条件を満たすためには、2年間1つの仕事で1週間15時間労働する、もしくは複数の仕事で1週間30時間労働を行い1年間働くなどの在り方が可能である。職歴の規定の他に、英語もしくはフランス語の能力、カナダの高校と同等の教育機関を卒業していること、カナダでの生活資金の証明も必要となっている。

語学能力の基準としては、指定の語学テストの結果をもとに Canadian Language Benchmark（以下 CLB と表記する。）でスピーキング、リスニング、リーディング、ライティングの 4 技能ごとに 4～10 でレベル分けがなされる。言語能力が高いほど、レベルを示す数字が大きくなっていく。個人技能移民プログラムの場合にはすべての技能で CLB7 以上であることが条件となっている。そしてこれらの最低条件を満たした上で、ポイント制度で 100 点中 67 点以上を得ることが必要となっている⁽²⁹⁾。ポイント制度には要素としてカナダで成功するために最も重要な属性と考えられていた正規の教育と言語能力、そしてそのほかに職業経験、カナダでの雇用手配、適応能力、年齢が含まれており、その点数配分は表 3 の通りである。これによってカナダの労働市場において求められる「知識社会に必要な柔軟な能力」を備えているかを判断しているのである。〔ノールズ 2014:328; 井口 2002:32〕

表 3 個人技能移民のポイント制度点数配分（2018 年現在）

選別基準	ポイント
正規の教育	最大 25 点
英語/フランス語の能力	最大 28 点
職業経験	最大 15 点
カナダでの雇用手配	最大 10 点
適応能力	最大 10 点
年齢	最大 12 点
合計	最大 100 点

〔Government of Canada⁽³⁰⁾より筆者作成〕

ポイント制は①多様な事項を考慮した上での客観的かつ総合的な判断を下すことができること、②申請者である外国人労働者にとって、あらかじめある程度の許可可能性を予測しやすいこと、③判断基準が明確であるため、不許可時のトラブルが生じにくいこと、の以上 3 点がメリットとして挙げられる。しかし一方で、①じっくり申請者を観察して決める「目利き」制度のように地域ごとに必要とされている移民を柔軟に選ぶことができないこと、②異なる要素を一律に点数化することは、本来困難であり、政治的影響を受ける可能性があること、③ボーダーライン上に同点の申請者が

集中した場合の選定のための基準が別途必要であることなどのデメリットも存在する。

[井口 2002:34; ノールズ 2014:248-250]

次に技術移民トレードクラスプログラムについてである。このプログラムでは職歴として、skill level B の中でも特定の分野の仕事で過去 5 年以内にフルタイム勤務で最低 2 年、パートタイム勤務の場合はフルタイム勤務と同じだけの時間、働いた経験が必要となっている。特定の分野としては、Major Group 72: 産業、電気および建設業、Major Group 73: 保安全管理および設備運用業、Major Group 82: 天然資源、農業および関連産業における監督者および技術職、Major Group 92: 加工、製造および公益事業の監督者および集中管理オペレーター、Minor Group 632: 料理長および料理人、Minor Group 633: 肉屋とパン屋、以上 6 つのグループが挙げられている。また前述のプログラムとの違いとして、最低 1 年間のフルタイム雇用のオファーを持っていること、もしくはカナダの州、もしくは準州が発行した専門職の資格証明書を持っていることも条件になっている。これに加えて、英語もしくはフランス語の能力としてスピーキング、リスニングは CLB5 以上、リーディングとライティングは CLB4 以上が求められるが、教育に関する条件はない⁽³¹⁾。

以上 2 つのプログラムと異なり、カナダでの職務経験が求められるのがカナダ経験クラスである。このプログラムでは、カナダで過去 3 年以内にフルタイム勤務で 12 か月間、もしくはパートタイム勤務でフルタイム勤務と同じだけの時間、skill type 0、skill level A、skill level B のいずれかに該当する職業での職務経験が求められている。ただし、この労働は正式な許可を得たものであることが必要な他、自営業や学生間の就労経験は含まれない。以上のカナダでの就労経験に加えて、英語もしくはフランス語の能力として skill type 0 と skill level A であればすべての技能で CLB7 以上、skill level B であればすべての技能で CLB5 以上が求められるが、教育に関する条件はない⁽³²⁾。

最後に事業移民クラスの 3 つのプログラムについてみていく。事業移民クラスに関しても、ケベック州は独自のプログラムを設けているためこれらのプログラムはケベック州以外の州への移住であることが前提である。

まず、投資移民ベンチャーキャピタルプログラムでは投資移民クラスが求められている。条件としては、個人純資産が 1,000 万ドルあり、投資移民ベンチャーキャピタルファンドに 200 万ドルの非保障型投資を約 15 年間行うことが求められる。これに

加えて、英語もしくはフランス語の能力としてすべての技能で CLB5 以上、そしてカナダの大学もしくはそれに相当する教育機関の学位が必要である⁽³³⁾。

次にスタートアップビザプログラムでは、革新的で、カナダに雇用をもたらし、グローバル規模での競争力を持ったビジネスを立ち上げる能力と将来性を持った起業家移民クラスが求められている。条件としては、まず立ち上げるビジネスがカナダの指定するベンチャーキャピタルファンド、エンジェル投資家グループ、ビジネスインキュベーターといった組織からの支援を得ている必要がある。また、1つの事業につき5人までスタートアップビザプログラムに申請をすることができるが、事業所有者の条件として各申請者は当該事業における議決権の少なくとも10%を保有している必要がある。また申請者と支援組織で共同して、当該事業における議決権の50%以上を保有していることも求められる。これらの事業条件に加えて、英語もしくはフランス語の能力としてすべての技能で CLB5 以上、そして自身と一緒に移住する扶養家族の生活に必要な資金証明が必要になっている⁽³⁴⁾。

最後に自営業者プログラムである。ここでの自営業者の定義は、カナダで自営業を目指しており、関連する経験を有した、カナダ経済に必要とされている分野に貢献することができる外国籍者のことである。現在この自営業者プログラムが適応される分野は、文化活動、運動競技、農場経営となっている。そのため、自営業者として文化活動や運動競技における経験があり、カナダの文化的、運動的生活に意欲的に貢献することができる、もしくは農場経営の経験があり、カナダで農場を購入し経営をできる人が求められている。具体的には、過去5年間に少なくとも2年の関連分野での経験が必要となっている。文化活動・運動競技分野の場合には、1年単位の期間で、自営業での文化活動・運動競技を行う、もしくは世界レベルの文化活動・運動競技に参加するという経験が通算2年あることが必要であり、どちらか一方のみ、もしくは2つの経験の組み合わせのどちらも可能となっている。農場経営の場合には、農場を購入し、1年単位の期間で見たときに通算2年の農場経営の経験が必要となっている。さらに、これらの関連経験の規定を満たした上で、必要な生活資金の証明、そしてポイント制度で35点以上を得ることが必要となっている。自営業者プログラムの場合、個人技能移民と異なりカナダでの雇用手配が必要ないため、正規の教育と言語能力、関連経験、適応能力、年齢が含まれており、その点数配分は表3の通りである⁽³⁵⁾。

表 4 自営業者クラスのポイント制度点数配分（2018 年現在）

選別基準	ポイント
正規の教育	最大 25 点
英語/フランス語の能力	最大 24 点
関連経験	最大 35 点
適応能力	最大 6 点
年齢	最大 10 点
合計	最大 100 点

（[Government of Canada⁽³⁶⁾]より筆者作成）

以上が、それぞれのプログラムにおける条件、基準となっている。特にカナダでの雇用がなく、財力も強くない個人技能移民クラスでは、職務経験と語学能力の基準が厳しい一方、カナダでの安定した雇用やカナダ経済への貢献が期待できる技能移民トレードクラスや、事業移民クラスについては言語能力の基準が緩和されている。このように、移住を希望する申請者の特性に合わせて、永住許可移民としてカナダ社会の負担とならずに、問題なく生活していけるかどうかを判断する基準となっている。また前述の条件に加えて、すべてのプログラムにおいて、申請者とその家族のカナダ政府が指定した医師による健康診断書と申請者の犯罪歴に関する警察の証明書が求められている。健康診断書に関しては、家族と一緒に移住してこない場合にも提出する必要がある。警察の証明書については、カナダの安全保障管理の上でリスクがない人物であることを確認するために提出が求められており、ここでもカナダ社会に負の影響を与えないことを判断している。

(2) Express Entry System について

Express Entry System では、まず職歴、技能レベル、教育、言語能力、カナダ国内の近親者の有無などに関するプロフィールをオンラインで提出する。提出したプロフィール情報から、移民プログラムでの最低条件を満たしていると判断されると、永住許可移民候補者リストに入れられる。この際、提出した情報をもとに Comprehensive Ranking System（以下 CRS と表記する。）で個別スコアが決定され、ランク付けが行われる。この登録情報は 1 年間有効となっており、情報に変更があった場合は変更可能

である。また、候補者になることができると、カナダ政府が提供している Job Bank という求人検索サービスでアカウントを作ることができるようになり、カナダでの仕事を探すことができる。また Job Bank 以外のサービスを利用して求人を探すことも可能である。これらは必須条件とはなっていないが、カナダでの雇用オファーを得ることで、CRS での加算スコアを得ることができる。CRS そして CRS で上位に入ると永住許可移民申請の招待が届き、永住許可移民申請の手続きを行うことができるようになる。この期限は 90 日間とであり、この申請を行ってから 6 か月以内で永住許可移民の手続きを終えることができる。1 年以内に招待が来ない場合も、移民プログラムの申請条件を満たしていれば、再度 Express Entry System に情報を登録することができる⁽³⁷⁾。

次に Express Entry System で重要な基準である CRS について、含まれる評価項目、点数配分について詳しくみていく。CRS におけるポイントはまず、主要ポイント 600 点と追加ポイント 600 点の合計 1200 点である。主要ポイントに関しては単独申請か配偶者もしくはコモソローパートナーとの申請かによって評価項目、点数配分が変わる。単独申請の場合には、人的資本要因(human capital factor)で 500 点、転換可能な技能要因(skill transferability factor)で 100 点、配偶者もしくはコモソローパートナーとの申請の場合には人的資本要因が 460 点、転換可能な技能要因が 100 点に加えて、配偶者/コモソローパートナー要因に 40 点配分され、それぞれ合計 600 点である。人的資本要因は、年齢、学歴、公用語である英語、フランス語の能力、カナダでの職務経験から構成されている。そして、転移可能な技能要因においては公用語の能力が高い、もしくはカナダでの職務経験がある場合に中等教育以降の学位とカナダ国外での職務経験が加算対象である他、専門職に就いている場合には公用語の能力が高く、かつカナダの資格証明書を持っていることも加算対象である。配偶者もしくはコモソローパートナー要因は、配偶者もしくはコモソローパートナーの学歴、公用語の能力、カナダでの職務経験で構成されている。追加ポイントについては、カナダにカナダ市民もしくは永住許可移民として住んでいる兄弟がいること、フランス語能力、カナダでの中等教育以降の学歴、移住後のカナダでの雇用があること、州・準州からの推薦あることが加算対象であり、最大 600 点を得ることができる⁽³⁸⁾。それぞれの点数配分は以下の表 4 の通りである。

表 5 Comprehensive Ranking System 点数配分 (2018 年現在)

主要ポイント(最大 600 点)		
人的資本要因		
項目	単独申請	配偶者/ コモンローパートナー有
年齢	最大 110 点	最大 100 点
学歴	最大 150 点	最大 140 点
公用語能力	最大 160 点	最大 150 点
カナダでの職務経験	最大 80 点	最大 70 点
合計	最大 500 点	最大 460 点
転換可能な技術要因		
高い公用語能力と 中等教育以降の学歴	最大 50 点	最大 50 点
カナダでの職務経験と 中等教育以降の学歴	最大 50 点	最大 50 点
高い公用語能力と 国外での職務経験	最大 50 点	最大 50 点
カナダでの職務経験と 国外での職務経験	最大 50 点	最大 50 点
高い公用語能力と 資格証明書(専門職の場合)	最大 50 点	最大 50 点
合計	最大 100 点	最大 100 点

配偶者/コモンローパートナー要因		
配偶者/コモンローパートナーの学歴	—	最大 10 点
配偶者/コモンローパートナーの公用語能力	—	最大 20 点
配偶者/コモンローパートナーのカナダでの職務経験	—	最大 10 点
合計	—	最大 40 点
追加ポイント(最大 600 点)		
カナダに兄弟が住んでいる (カナダ市民/永住許可移民)	最大 15 点	
フランス語能力	最大 30 点	
カナダでの中等教育以降の学歴	最大 30 点	
移住後のカナダでの雇用	最大 200 点	
州・準州からの推薦 (Provincial Nominee)	最大 600 点	

([Government of Canada⁽³⁹⁾]より筆者作成)

(3)カナダの移民受け入れの取り組み

カナダ移民・難民・市民権省 (Immigration, Refugees and Citizenship Canada、以下 IRCC と表記する。) は、全国各地の語学研修やキャリアカウンセリングなどのサービスを提供する組織と連携し、難民を含む永住許可移民がカナダに定住することを支援している。IRCC のホームページでは、全国各地の就労、住居、語学研修、教育、コミュニティーサービスなどについての支援、相談を受けることができる施設、組織のほか、カナダ到着前のオンラインもしくは対面での支援サービスも検索することが可能になっ

ている⁽⁴⁰⁾。具体的な支援内容については、第5章3節でケベック州の事例をみていく。

また、カナダに再定住をする条約難民は政府支援難民としてカナダ連邦政府もしくはケベック州政府の支援を受けることができる。この支援は IRCC が支援する非政府機関によって提供されている。支援内容としては宿泊施設や衣類、食料品、雇用自立支援などが含まれ、カナダに到着した日から最長1年間の支援を受けることができる。また、カナダ政府は政府支援難民に対する資金援助、すべての再定住難民に対して融資を提供している⁽⁴¹⁾。

(4)カナダ市民権について

カナダは移民を永住者として受け入れ、最終的に市民権を獲得しカナダ市民となることを前提としているという背景があり、カナダ市民権の獲得は移民政策の一環ともいえる。そこでここでは、カナダ市民権を得る条件とそれによって得ることができる権利についてみていく。

カナダ市民権を得るためには、まず市民権申請時に永住許可移民であることが必要である。そのうえで、カナダでの居住日数、所得税申告、言語能力、カナダに関する知識、カナダの国内外問わず犯罪歴がないことが求められる。カナダでの居住日数としては過去5年間のうち1,095日、つまりおよそ3年間カナダに住んでいることが必要である。ただし、永住許可移民としての滞在でない場合も、1日を半日として数えて、最大365日をこのカナダでの居住期間の条件日数に含めることができる。次に所得税申告に関しては、年齢にかかわらず過去5年間のうち3年間所得税申告をしている必要がある。言語能力とカナダに関する知識については18歳から54歳の申請者にのみ課される。言語能力としては、英語もしくはフランス語の日常生活レベルのスピーキング、リスニング能力が求められる。そしてカナダに関する知識については、カナダの価値観、歴史、シンボル、政府、カナダ市民としての権利や責任についての試験に合格する必要がある⁽⁴²⁾。これらの条件、試験を満たし、カナダ市民権授与式典で市民権宣言に署名することでカナダ市民権を正式に得ることができる。市民権授与式典には14歳以上は必ず参加する必要があり、14歳未満の子供に関しては両親が代わりに市民権を受け取る⁽⁴⁴⁾。

カナダの市民権を得ることによって、カナダのパスポートが取得できるようになる他、選挙権を得ることができ、国家公務員への就職も可能となる。また、カナダは複

数の市民権を持つことを認めているため、必ずしも出身国の国籍を放棄する必要はない⁽⁴⁵⁾。

第4章 カナダにおける多文化主義

1. 1971年多文化主義政策と1988年多文化主義法

1971年にカナダは世界で初めて「多文化主義政策」を導入した。トルドーはこの1971年の多文化主義宣言で、カナダにおいて「公式の言語が2つあることは事実だが、文化には公式のものは存在しないし、どの民族集団も他の民族集団に対して優位に存在することはない」と明言し、多文化主義を推進する際の具合的目標として①文化への公的援助、②全体社会に参加する際の文化的障害の打破、③国民統合を目的とするエスニック・グループ間の相互交流促進、④全体社会参加のための公用語習得推奨、の4点を掲げた〔田村 1996:137, 2008:273〕。

この宣言は二言語・二文化主義政府調査委員会からの報告書『他の民族集団の文化的貢献』、そしてイギリス系でもフランス系でもないカナダにおける第三勢力による主張を受けてのものである。もともと二言語・二文化主義政府調査委員会は、フランス系カナダ人によるケベック・ナショナリズムの興隆を危惧した連邦政府が、二大建国民族相互の関係を正常化する道を探る目的で1965年に発足したものである。しかし、同委員会が開いたフランス系カナダ人の不満の根源を調査することを目的とした公聴会で出てきたのは、フランス系以外の民族集団の二言語・二文化主義そのものに対する不満であった。特にウクライナ系、ドイツ系、その他の非英語系や非フランス語系の西部人たちは、西部で自分たちよりも少数のフランス語社会をなぜ自分たちの文化より政府は重要視するのかと問いただした。その結果、先の報告書があげられ、トルドーによって二言語主義の枠組み内での多文化主義が採択されたのである。この多文化主義理念は1982年制定された憲法においても確認された〔ノールズ 2014:277-279〕。

そしてこの多文化主義に法的基礎を与えたのが1988年に制定された多文化主義法である。この法律の前文において、「カナダ政府は、人種、民族的出自、皮膚の色そして宗教に関するカナダ人の多様性をカナダ社会の基本的な特徴とみなし、カナダの経済的、社会的、文化的、そして政治的生活領域におけるすべてのカナダ人の平等達成に努力するとともに、カナダ人の多文化的な遺産を維持し向上させるための多文化主

義政策を推進することを約束する」と記した。このように多文化主義法によって、文化政策として誕生した多文化主義政策が、より広範な社会政策として拡大発展したのである [田村 2008:272-273]。

2. 多文化主義政策に対する評価

多文化主義に対する評価として成果そして、批判について順に見ていく。先に成果についてであるが、まずはマイノリティ全般の社会的地位の上昇、そしてマイノリティの誇りの回復が挙げられるだろう。カナダ政府は多文化主義により、すべてのカナダ人が人種、出身国、肌の色、宗教の違いによらず、カナダ社会のあらゆる側面に参加できるようにすることを目指し、この結果として雇用が「非白人」にも等しく開かれたり、イギリス系以外の人たちのカナダ社会への貢献が積極的に評価されたりするようになった。これは大きな成果といえるだろう。また同化にかわり異化を受容することでマイノリティのアイデンティティ充足の側面も重点的に満たした [田村 1996:140-141]。さらに、政府の差別に立ち向かおうとする姿勢や、変容するカナダ主流社会に移民を統合させるための「互惠的」アプローチも評価すべき点である。この互惠的アプローチとは、移民に対してはカナダ社会やその慣行に適応することが求められる一方で、カナダの社会や制度には多様化する義務があるという、相互に適応する必要性をもったアプローチのことである。2001年の移民・難民保護法にはこの重要性が明記されている [ノールズ 2014:344]。また、具体的な例で見ると、連邦だけでなく、州、市などの地方自治体でも市民サービスが充実し、パンフレットなども各種言語がそろっている他、市立図書館に多くの言語資料が揃えられている [細川 2007:58]。これらの成果をみると、カナダ社会において多文化主義が広まり、多文化主義社会として一定の成功を収めているようにも見える。

しかしながら、多文化主義に対する批判も各方面からあがっているのが現状である。そもそも多文化主義といいながらも、「白人」の文化が主流であるという考えが前提にあり、「非白人」は非主流におかれたままだという意見や、多文化主義とは結局「白人」が「非白人」へのほどこしを与えるようなものであり、「白人」による支配の仕組みを改めるものではないという主張が存在する [細川 2007:57]。またマジョリティ側からは、多文化主義により、さらに多様性がカナダ社会に流入し、マジョリティとマイノリティの差異が広がり結果として社会細分化現象をもたらしカナダの統合を妨げるの

ではないかといった意見 [田村 1996:141] や、多文化主義はカナダ人に対し、カナダ社会のシンボルやカナダ人が共有する未来より、それぞれの異なった出自を意識させ、分裂を生じさせているといった見方 [ノールズ 2014:343] も存在する。さらには、フランス系や先住民などのように、異化への要求を最優先するとともに、連邦内での特権的地位の確保を主張し、自らを他のマイノリティと等しい地位に引き戻すものである多文化主義に対抗するような勢力も存在する [田村 1996:142]。

他にも、多文化主義がとられながらも依然としてヴィジブル・マイノリティへの差別の問題が残っていたり、社会の多文化主義が進んでいるように見えても、現実にはマイノリティのほとんどは都市部に住んでおり、都市部を離れるとマイノリティといわれる人々は住んでいなかったり、そもそも職につくことができず住むことができない状態であったりと [細川 2007:58-59]、まだまだ課題は残っているのが現状である。

第5章 ケベック州の移民受け入れ制度

1. ケベック州の移民受け入れ状況

ケベック州はカナダでも最も永住許可移民を受け入れている州の1つであり、現在オンタリオ州に次いで2番目に永住許可移民を受け入れている。2010年以降は毎年5万人を超える永住許可移民を受け入れており、カナダへの永住許可移民の約20%をケベック州が占めている。カテゴリー別にみるとやはりカナダ全体の傾向と同じく経済移民クラスの受け入れが多く全体の6割から7割を占めている⁽⁴⁶⁾。

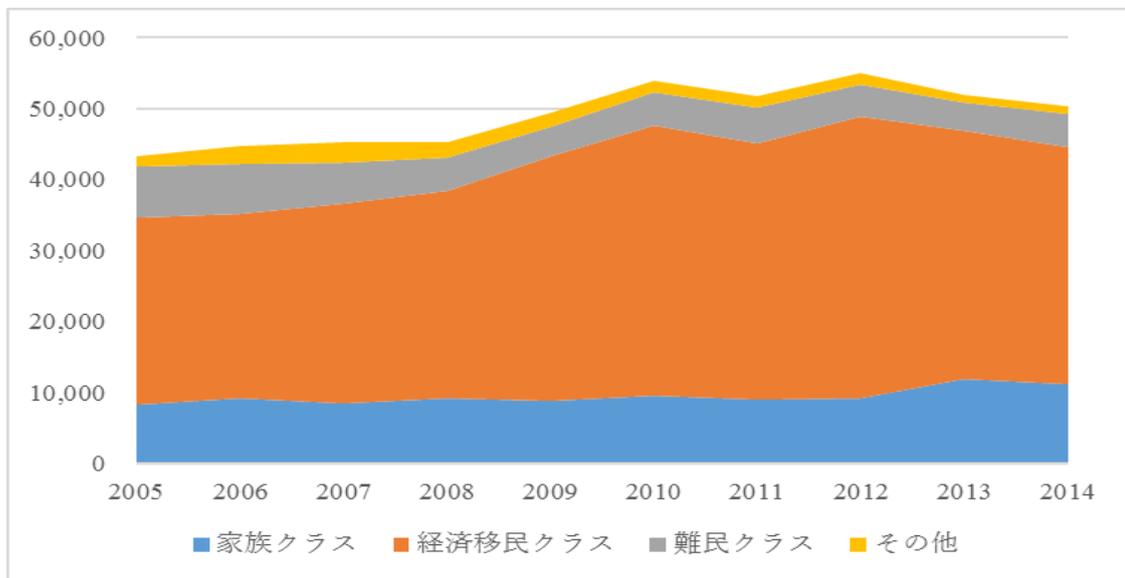


図5 ケベック州におけるカテゴリー別移民数の推移（2005年～2014年）

（[Facts and figures 2014: Immigration Overview: Permanent residents⁽⁴⁷⁾]より筆者作成）

また、永住許可移民の出身国分布を見ると、やはり非ヨーロッパ系・有色人種が多くを占めているが、その割合の傾向はカナダ全体と異なっている。カナダ全体としては家族クラス、経済移民クラスではアジア系が多く、難民クラスでは中東・アフリカ系が多い傾向にあった。しかし、ケベック州においては、家族クラス、経済移民クラスではアジア系も一定数いるものの、中東・アフリカ系が最も多い傾向にある。また難民クラスについては、中東・アフリカ系よりもアジアや中南米から多く受け入れて

いる。この背景としては、アルジェリアやモロッコ、カメルーンといった、元フランス植民地で公用語や準公用語的立場でフランス語が用いられている国からの家族クラス、経済移民クラスが多いということがある。中でもアルジェリア出身者はフランス、中国を抜いて、近年ケベック州に入国した移民全体の中で最も多い。経済移民クラスの中で最も多いのはフランス出身者であるが、アルジェリアはこれに次いで2番目に多い⁽⁴⁸⁾。移民の語学能力を見ても、カナダ全体では英語のみ話せる者が多く、全体の約6割を占めているが、ケベック州単体で見ると、フランス語を話すことができる者が全体の約6割を占めている。どちらも話せない者の割合は同じ程度である⁽⁴⁹⁾。

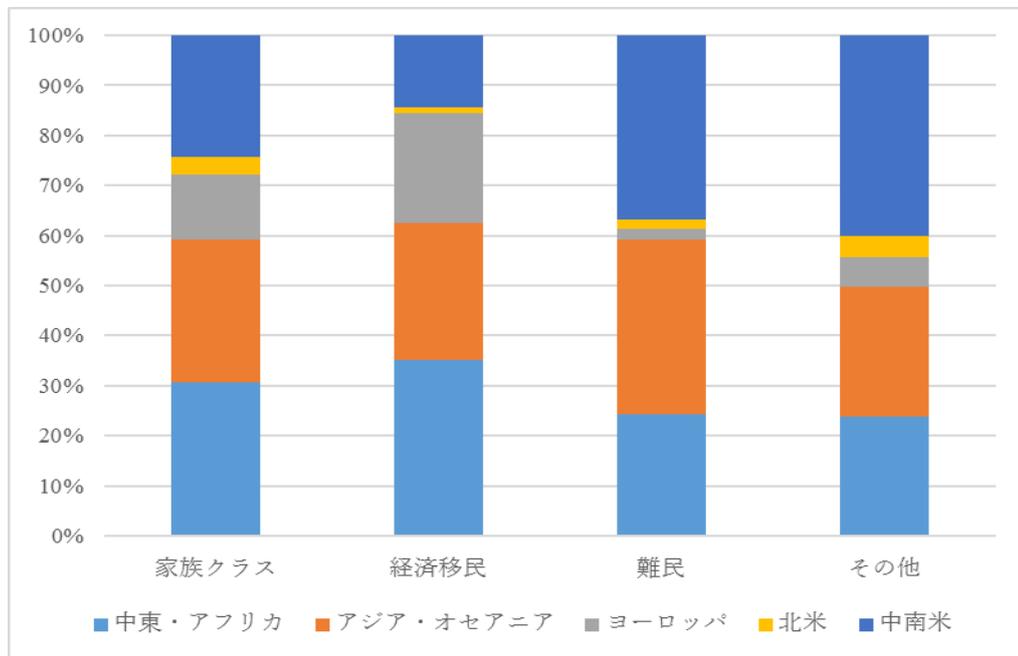


図 6 ケベック州における移民カテゴリー別出身地域分布 (2006~2015 年)

([Présence et portraits régionaux des personnes immigrantes admises au Québec de 2006 à 2015⁽⁵⁰⁾]より筆者作成)

表 6 ケベック州への移民出身地(2006～2015 年)

順位	出身地	人数	比率 (%)	順位	出身地	人数	比率 (%)
1	アルジェリア	39,201	7.9	7	イラン	19,186	3.9
2	フランス	39,075	7.9	8	レバノン	14,485	2.9
3	中国	36,178	7.3	9	カメルーン	13,205	2.7
4	モロッコ	35,758	7.2	10	フィリピン	11,740	2.4
5	ハイチ	28,588	5.8				
6	コロンビア	20,750	4.2				
移民総計						496,490	

([Présence et portraits régionaux des personnes immigrantes admises au Québec de 2006 à 2015⁽⁵¹⁾]より筆者作成)

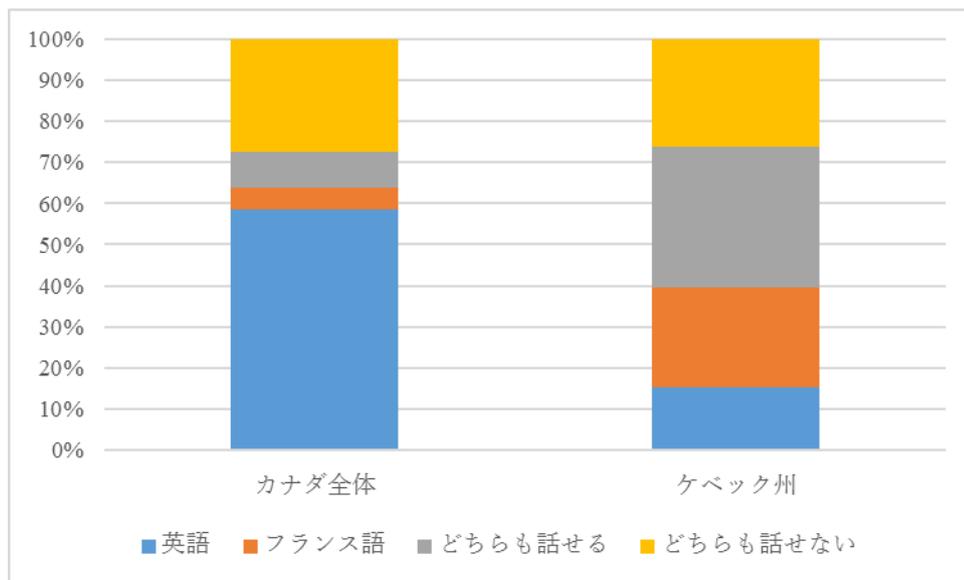


図 7 カナダ全体とケベック州における移民の言語能力分布(2014 年)

([Facts and figures 2014: Immigration Overview: Permanent residents⁽⁵²⁾]より筆者作成)

2. ケベック州の移民政策

本項では、カナダの移民政策についてまとめた第 3 章 3 節と同じく、家族クラス、経済移民クラス、難民クラスのうち、保護対象であり移民とは一線を画す難民を除き、残る 2 つのクラスの条件、基準をみていく。

まず家族クラスについてみていく。家族クラスの支援者の条件として、18 歳以上の

カナダ市民もしくは永住許可移民であることが必要である。そのうえで、契約不履行がなく、社会保障を受けていない、過去5年間で判決によって支払いを命じられた代償の未払いがないといった、経済的自立、さらには支援する家族の生活を維持するのに十分な財力をもっていることが求められる。また、性犯罪や傷害罪といった犯罪歴がない、退去命令を受けたり、刑務所に拘束されたりしていないといったことも条件となっている。家族クラスとして受け入れられる対象としては、配偶者、コモンローパートナー、婚姻パートナー、扶養対象の子供、両親、祖父母、養子、18歳未満で結婚していない兄弟、姉妹、孤児、甥、姪、孫があげられる。ただし、16歳未満の配偶者、コモンローパートナー、婚姻パートナーはこの対象には入らない。家族クラスの支援者は、支援対象が配偶者、コモンローパートナー、婚姻パートナーであれば3年間、16歳未満の子供であれば最低10年間、もしくは子供が18歳になるまで、16歳以上の子供であれば最低3年間もしくは子供が25歳になるまで、それ以外の親戚であれば10年間、彼らの生活を支援する責任を負っている。家族クラスの移民が受け入れ社会の負担にならないことが求められているのである⁽⁵³⁾。

次に経済移民クラスについてみていく。ケベック州では独自プログラムを設けており、経済移民クラスとして永住許可移民になる際にはケベック移民局に申請書を提出し、ケベック州に永住許可移民として選ばれたことの証明となる *Certificat de sélection du Québec* (以下 CSQ と記す) を取得する必要がある。それを連邦政府に提出することによって永住権を得ることができる。CSQ を得ることができるプログラムとして技能移民プログラム(Regular Skilled Worker Program)と、事業移民クラスとして起業家プログラム(Entrepreneur Program)、投資家プログラム(Investor Program)、自営業者プログラム(Self-Employed Worker Program)の3つのプログラムが設けられている。現在は技能移民プログラム年間で5000人、投資家プログラムで年間1900人の受け入れ枠があるが、起業家プログラムと自営業者プログラムに関しては現在受け入れが行われていない。ただしこの受け入れ枠組みの例外として、州政府が認めた求人での雇用がある者、もしくは臨時居住者としてすでにケベック州に住んでおり申請条件が整っている者、ケベック経験プログラム(Québec experience program)で申請する者に関しては、受け入れ枠が上限を超えていても技能移民として永住許可移民の申請を行うことができる。ケベック経験プログラムには、ケベック州の学位を得たもの、もしくは得ようとしているもの、過去24か月のうち12か月ケベックで仕事をしている者のうち、フラ

ンス語が中級以上のレベルの者が申請することができる。また、投資家クラスに関しても、中上級レベルのフランス語能力があれば、いつでも永住許可移民の申請を行うことができる⁽⁵⁴⁾。ここでは経済移民クラスを中心となっている技能移民プログラムについてさらに詳細にみていく。

基本的な経済移民の選別方法としてはポイント制度が用いられているが、連邦政府によるポイント制度と点数配分が異なっている。評価の項目としては、学歴、職務経験、年齢、英語とフランス語の知識、ケベック州在住のカナダ市民もしくは永住許可移民の家族の有無、移住後の雇用の有無、配偶者もしくはコモンローパートナーがいる場合にはその人の特性、経済的自立力がある。配偶者もしくはコモンローパートナーがいる場合には 119 点中 59 点、いない場合には 99 点中 50 点以上を獲得する必要がある。それぞれの点数配分については表 7 の通りである。

表 7 ケベック州技能移民プログラムのポイント制度点数配分（2018 年現在）

選別基準	ポイント
正規の教育	最大 26 点
職務経験	最大 8 点
年齢	最大 16 点
語学能力	最大 22 点(英語 6 点、フランス語 16 点)
ケベック在住の家族	最大 8 点
配偶者/コモンローパートナー(いる場合)	(最大 17 点)
雇用の有無	最大 10 点
子供の有無	最大 8 点
合計 (配偶者・コモンローパートナー無/有)	最大 99 点/116 点

([Government of Québec⁽⁵⁵⁾]より筆者作成)

3. ケベック州における移民受け入れの取り組み

ケベック州における移民受け入れの取り組みの大きな特徴として、フランス語を学ぶ機会を様々な形で提供していることがあげられる。まずケベック州内では、無料でフランス語を学ぶことができる。フルタイム、パートタイム、職業特化と様々なコー

スがあり、それぞれの生活や状況に合わせて選ぶことができる他、コースによっては、フランス語を学ぶことで、語学学校への参加手当、交通手当、子育て手当などがもらうことができる。

フルタイムコースは、週 25 時間もしくは 30 時間で 11 週間となっており、初級・中級向けの内容となっている。カナダに来て 5 年以内の者が対象となっており、永住許可移民のほかにも、永住権をカナダで申請することが許可されている者、カナダに帰化した者も受講が可能になっている。また、このコースでは参加手当として 1 週間につき 140 ドルの他、交通手当、子育て手当を得ることが可能である。

パートタイムコースでは、週 12 時間、9 時間、6 時間、4 時間のいずれかで 11 週間となっており、こちらも初級・中級向けとなっている。また、子育て手当として授業日 1 日当たり子供 1 人につき 7 ドルの支給を得ることもできる。職業特化コースでは、健康、エンジニアリングと応用化学、行政、法律、ビジネス、介護などに特化した、中級から上級向けの内容で週 4 時間もしくは 6 時間で 11 週間の授業が提供されている。これらのコースはフルタイムコースよりも受講対象者が広範であり、フルタイムコースでは対象外となっているカナダに来て 5 年以上たっている者や一時滞在者なども申請が可能になっている。また、これ以外にもオンラインコースや、海外の指定語学学校でフランス語を学び移住後その学費を払い戻してもらえる制度など、フランス語学習への支援がとても手厚くなっている⁽⁵⁶⁾。

また語学習得への支援だけでなく、ケベックへの移住を考えている人たちに向けてアジア、ラテンアメリカ、ヨーロッパ、アフリカ各地でケベックに関するセミナーを行っている他、ケベックでの生活に順応していくのを支援する無料のオンラインサービスの提供なども行っている。ケベック州政府のホームページにおいても、移民の申請に関わる情報の他に、移住後の生活に関わる仕事、住居、教育などの情報を得ることができる。また、カナダ政府同様、移民や難民の支援を行っている施設・機関を検索することも可能である⁽⁵⁷⁾。

最後に具体的な自治体での取り組み例として、ケベック州への移民の 70% が居住しているモントリオールについてみていく。モントリオールはケベック州最大の都市でありケベック州の人口の 25% が集中している。カナダ全体で見てもトロントに次いで 2 番目に大きい都市であり、経済的にも文化的にも豊かな都市である。モントリオールには先にも述べたように多くの移民が集まっており、2001 年の国勢調査によれば移

民がモンリオールの人口の 28%を占めており、市内には 120 以上の文化的コミュニティが存在している。モンリオールに住む移民の出生地の割合としては、37%がヨーロッパ、29.5%がアジア、21%がアメリカ、12.4%がアフリカとなっている⁽⁵⁸⁾。

このように、多くの移民が居住するモンリオールにおける移民の受け入れ支援の体制を、移民・難民への支援サービスを提供する施設の概要から見ていく。ケベック州において州が移民・難民の支援を委託している施設は 166 存在しており、そのうち 55 の施設がモンリオールに存在する。サービスの内容は多岐にわたり、1つの施設で複数の支援を行っていることが多い。具体的な内容としては、先に述べたフランス語研修や、住宅探し、仕事探しの支援、ケベック州の生活に適応していくために必要な情報の提供などが挙げられる。語学サービスを提供しているところは特に多く、フルタイムのフランス語研修を行っている施設が 12、パートタイムの研修を行っている施設が 35、また通訳や翻訳のサービスを提供している施設が 15 存在している。また、施設によって対応可能な言語は異なるものの、48 言語に対応している。しかし一方でケベック州の他の市町村に目を向けてみると、1つの自治体の中に存在する支援施設は少なく、対応可能言語も英語もしくはフランス語のみという場合もあるという状況である⁽⁵⁹⁾。

第6章 結論

まず、カナダにおける移民政策の変遷から、移民政策と多文化主義の関係性について考察していく。まず前提として、カナダは移民によってつくられた国であるからといって、新しく入ってくる移民に対して無条件に肯定的であったわけではない。カナダはアメリカ合衆国の脅威がある中、自治領を維持、そして拡大していくために、人口増加を図ることが必要不可欠だったのであり、移民はそれを実現するための貴重な資源だったのである。ただし、そこで求められたのはイギリス系の社会を崩さず、農民などの労働力として社会・経済を活性化させていってくれる移民であり、求める移民に対する条件があった。しかしながら、移民で構成された国であったため、政策次第で人口の増加を図ることが可能である反面、イギリス、フランスなどのヨーロッパ諸国に比べて人口の流出も起こりやすい傾向にもあった。そのためカナダは自国の経済状況や、人口構成状況などに応じて、時には自分たちが望まない移民であっても受け入れていかななくてはならなかった。このように、自国の需要と移民の供給状況に応じて政策を変えながら移民を誘致していったことによって、カナダの社会は多様化していったのである。

では、その後どのようにして多文化主義を受け入れる土台が作られていったのだろうか。先に述べた歴史的背景から、カナダにおいて移民は必要な存在であり、すでにカナダ連邦を構成する一員であった。これにより、経済危機や失業など自己の生活に大きな支障をきたすような状況でない限り、異文化を背景にもつ相手でも敵意の対象にはならないような状態だったと考えられる。つまり、1971年の多文化主義政策が採択される以前から、カナダの文化的多様化に伴い、カナダ人全体に異なる文化的背景を持つ人々と共にある社会が恒常的になり、多文化主義の基盤が作られていたと考えられる。また多言語・多文化が存在するカナダにおいて、様々なマイノリティが存在していたがために、カナダはマイノリティの存在を無視できるような状況でなかったことも一つの背景として考えられる。一時は移民が全人口の20%を超えた上に、移民から帰化した人々も様々な出自であったことを考えると、そもそもカナダにおける「マイノリティ」は主流派でないにせよ、マイノリティではなかったといえる。実際に、

二言語・二文化主義政府調査委員会によって報告された第三勢力の声が二言語・二文化主義に反対する圧力となっていた。このある程度多文化主義の基盤が作られた状況で、マイノリティも自分たちの声を発し、政府に声を届けられるだけの力をもっていたからこそ、二言語主義の枠組み内の多文化主義が採択され、実際にその成果が生まれたといえる。つまり、時々的情勢に合わせて移民の条件を変え、様々な移民を受け入れるという政策の変遷が背景にあったからこそ、多文化主義が国の方針として成立し得たのである。

その多文化主義を支えている 1988 年多文化主義法では、前文において「カナダ政府は、人種、民族的出自、皮膚の色そして宗教に関するカナダ人の多様性をカナダ社会の基本的な特徴とみなし、カナダの経済的、社会的、文化的、そして政治的生活領域におけるすべてのカナダ人の平等達成に努力するとともに、カナダ人の多文化的な遺産を維持し向上させるための多文化主義政策を推進することを約束する」という方針が示めされてる。ここで掲げられた多文化主義について、さらに文化の多様化を促す可能性を大いにもち、かつ多文化主義を大いに反映し得る移民受け入れ制度の視点から考察していく。

まずは、カナダにどのような移民を受け入れていくのを決めている移民政策からみていく。ここでは特に選択的である経済移民クラスに注目する。経済移民クラスの各プログラムの条件を見ていくと、最もカナダ移住後の生活が定まっておらず不安定である個人技能移民プログラムでは語学力、学歴が求められることに加えて、ポイント制度によって最低ラインを超えることを求められている。一方で移住後の雇用がある技能移民トレードクラス、カナダでの就労経験のあるカナダ経験クラスでは、個人技能移民プログラムほど語学力、学歴が求められていない。Express Entry System の評価基準となる CRS でも語学力、職務能力、学歴が重視されている。また、事業移民クラスにおいても、職務能力や個人資産額などの項目を高く設定している分、語学力は比較的安く設定されている。つまり、カナダ政府が移民政策において最も重点を置いているのはカナダの社会、経済にとって負担とならない存在であることといえるだろう。実際に現在のカナダへの移民はイギリスやその他ヨーロッパ諸国よりもアジアからの移民が多くなっている。カナダの経済発展につながり、自由民主主義や多文化主義といったカナダの文化的価値観に相反しない限り受け入れを行っているのだ。つまり、移民政策としても、人種、民族的出自、皮膚の色そして宗教に関する多様性を受け入

れているといえる。

では、ケベック州の移民政策はどうだろうか。ケベック州においても、技能移民プログラムではやはり学歴や職務能力・雇用、語学力が重視されており、移住後に経済的に自立できるかどうかが重要となっている。しかしながら、カナダ連邦の政策と異なるのが、英語と比較して、圧倒的にフランス語の能力を重視している点である。ケベック州はフランス語社会であり、それ自体がケベック州のアイデンティティであるといえる。人種、民族的出自、皮膚の色、宗教といった多様性を決して否定していないということは、アフリカやアジアからの移民を多く受け入れているところからも伺える。しかし、フランス語能力の規定を厳しくし、フランス語話者の移民を多く受け入れようとしている点から、フランス語社会というケベック州の文化を維持しようとしているといえる。これは移民がカナダ社会に適応していくための支援策からも伺える。ケベック州は移民に対し、フランス語を話せるようになることを求めており、そのために無料の語学研修の提供も行っている。これは移民がケベック社会で自立していくために必要な施策であり、肯定的に捉えることができる。しかしながら、ケベック州にとっての多文化主義はフランス語を中心に置いたものとなっているといえる。しかしながら、モントリオールにおける移民の支援施設の傾向を見ると、施設の数や、多様な言語に対応していることなどから、モントリオールにおける移民の多様性に合わせた支援となっており、多文化主義として経済的、社会的、文化的、そして政治的生活領域における平等達成につながっていると言える。

しかしながら、モントリオール以外の地域に目を向けてみると、移民が少ないという背景もあってか、移民支援施設のそもそもの数が少ないほか、英語とフランス語にしか対応していないという地域もあるというのが現状である。経済移民クラスであれば英語、フランス語が話せる者が多いが、家族クラスや難民クラスになるとどちらも話せないというものも多い。これらを考えると、多様な移民を受け入れる社会として、まだまだ主流社会からはみ出してしまう移民がいるという現実も残っている。

今回は特に言語に注目して多文化主義と移民受け入れ制度について考察したが、カナダは政策単位として社会の文化的多様性を受け入れているといえるが、言語の点を取っても、やはり主流社会から外れてしまうものが存在している。ケベック州の取り組みとして移民に対してフランス語を学習する機会を無料で提供していることはこの主流社会から外れてしまう存在を助ける 1 つの方法となっている。しかしながら、多文化

主義というのは言語以外にも、人種、皮膚の色、宗教など様々な要素が含まれている。今回の研究においては、移民政策という点に着目したため、カナダ人、ケベック人、と様々な出自を持った移民たちがお互いをどのように認識し、交流しているのかという、人と人との関りとしての多文化主義について考えるに至ることができなかった。これを今回の反省とし、人類学的視点から移民やカナダ市民の視点から多文化主義について考察することを今後の課題としたい。

注

- (1)世界銀行(The World Bank)ホームページ
<http://data.worldbank.org/indicator/SM.POP.TOTL> より (2018/1/14 参照)。
- (2)国際移住機関 プレス・ブリーフィング・ノート日本語版 2009年12月18日
http://www.iomjapan.org/news/press_207.html より (2018/1/14 参照)。
- (3)カナダ統計局(Statistics Canada)ホームページ National Household Survey Dictionary
<http://www12.statcan.gc.ca/nhs-enm/2011/ref/dict/pop148-eng.cfm> より (2018/1/14 参照)。
- (4)(1)にて前述。
- (5)カナダ移民博物館 Pier 21(Canadian Museum of Immigration at Pier 21)ホームページ
<https://www.pier21.ca/research/immigration-history/immigration-act-1906> より (2018/1/15 参照)。
- (6)シフトンは 1896年にローリエ内閣において内務大臣に任命され、移民行政に力を注いだ。
シフトンは、大規模な農業移民がカナダ発展の鍵であると考え、民族や出身国を問わず、望ましい農場主や農民、農場労働者を積極的に受け入れた。また、移民受け入れの積極的な宣伝活動をイギリス、アメリカ合衆国、そしてヨーロッパ諸国で行い、これらの国からの移民をひきつけることに成功した [ノールズ 2014:111-113、加藤 2008:250]。
- (7)(1)にて前述。
- (8)カナダ市民権・移民省(Citizenship and Immigration Canada) “Facts and figures 2014 – Immigration overview: Permanent residents” <http://www.cic.gc.ca/english/pdf/2014-Facts-Permanent.pdf> より (2018/1/15 参照)。
- (9)(8)にて前述。
- (10)コモンローパートナー(Common-law partner)とは婚姻関係にあり、支援者が1年以上とともに住んでいた異性もしくは同性のパートナーを指す。ここに婚約者は含まれない。(8)にて前述より。
- (11)婚姻パートナー(Conjugal partner)とは、支援者と1年以上婚姻関係を維持している

が、ともに住むことができていない異性もしくは同性のパートナーを指す。(8)にて前述より。

(12) 国連難民高等弁務官事務所(The Office of the United Nation High Commissioner for Refugees)ホームページ http://www.unhcr.org/jp/what_is_refugee より(2018/1/15 参照)。

(13)カナダ司法省(Canada Department of Justice) “Immigration and Refugee Protection Act” <http://laws.justice.gc.ca/PDF/I-2.5.pdf> より (2018/1/15 参照)。

(14)(8)にて前述。

(15)(8)にて前述。

(16)(8)にて前述。

(17)(8)にて前述。

(18) (8)にて前述。

(19)2011 年にカナダで行われた全国世帯調査では、カナダの 3 分の 1 の世帯数にあたる約 450 万世帯が調査対象として選ばれた。

(20)カナダ統計局(Statistics Canada) “Obtaining Canadian citizenship” http://www12.statcan.gc.ca/nhs-enm/2011/as-sa/99-010-x/99-010-x2011003_1-eng.pdf より (2018/1/15 参照)。

(21)カナダ移民・難民審判所(Immigration and Refugee Board of Canada)ホームページ <http://www.irb-cisr.gc.ca/Eng/BoaCom/Pages/index.aspx> より (2018/1/15 参照)。

(22)カナダ移民・難民審判所(Immigration and Refugee Board of Canada)ホームページ <http://www.irb-cisr.gc.ca/Eng/RefClaDem/pages/RpdSpr.aspx> より (2018/1/15 参照)。

(23)カナダ移民・難民審判所(Immigration and Refugee Board of Canada)ホームページ <http://www.irb-cisr.gc.ca/Eng/RefApp/pages/RadSar.aspx> より (2018/1/15 参照)。

(24)カナダ移民・難民審判所(Immigration and Refugee Board of Canada)ホームページ <http://www.irb-cisr.gc.ca/Eng/detention/Pages/IdSi.aspx> より (2018/1/15 参照)。

(25)カナダ移民・難民審判所(Immigration and Refugee Board of Canada)ホームページ <http://www.irb-cisr.gc.ca/Eng/ImmApp/pages/IadSai.aspx> より (2018/1/15 参照)。

(26)カナダ政府(Government of Canada)ホームページ <https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/family-sponsorship.html> より (2018/1/15 参照)。

(27)カナダ政府(Government of Canada)ホームページ

<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/express-entry/works.html> より (2018/1/15 参照)。

(28)カナダ政府(Government of Canada)ホームページ

<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/express-entry/become-candidate/eligibility/find-national-occupation-code.html> より (2018/1/15 参照)。

(29)カナダ政府(Government of Canada)ホームページ

<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/express-entry/become-candidate/eligibility/federal-skilled-workers.html> より (2018/1/15 参照)。

(30)カナダ政府(Government of Canada)ホームページ

<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/express-entry/become-candidate/eligibility/federal-skilled-workers/six-selection-factors-federal-skilled-workers.html> より (2018/1/15 参照)。

(31)カナダ政府(Government of Canada)ホームページ

<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/express-entry/become-candidate/eligibility/skilled-trades.html> より (2018/1/15 参照)。

(32)カナダ政府(Government of Canada)ホームページ

<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/express-entry/become-candidate/eligibility/canadian-experience-class.html> より (2018/1/15 参照)。

(33)カナダ政府(Government of Canada)ホームページ

<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/immigrant-investor-venture-capital.html> より (2018/1/15 参照)。

(34)カナダ政府(Government of Canada)ホームページ

<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/start-visa.html> より (2018/1/15 参照)。

(35)カナダ政府(Government of Canada)ホームページ

<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/self-employed.html> より (2018/1/15 参照)。

(36)カナダ政府(Government of Canada)ホームページ

<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/self->

[employed/eligibility/selection-factors.html](https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/express-entry/become-candidate/criteria-comprehensive-ranking-system.html) より (2018/1/15 参照)。

(37)(27)にて前述。

(38)カナダ政府(Government of Canada)ホームページ

<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/immigrate-canada/express-entry/become-candidate/criteria-comprehensive-ranking-system.html> より (2018/1/15 参照)。

(39)(38)にて前述。

(41)カナダ政府(Government of Canada)ホームページ

<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/refugees/help-within-canada/government-assisted-refugee-program.html> より (2018/1/15 参照)。

(42)カナダ政府(Government of Canada)ホームページ

<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/canadian-citizenship/become-canadian-citizen/eligibility.html> より (2018/1/15 参照)。

(43)カナダ政府(Government of Canada)ホームページ

<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/canadian-citizenship/become-canadian-citizen/citizenship-ceremony.html> より (2018/1/15 参照)。

(44)カナダ政府(Government of Canada)ホームページ

<https://www.canada.ca/en/immigration-refugees-citizenship/services/canadian-citizenship/become-canadian-citizen/citizenship-ceremony.html> より (2018/1/15 参照)。

(45)(20)にて前述。

(46)(8)にて前述。

(47)(8)にて前述。

(48)ケベック州政府(Gouvernement du Québec)ホームページ

http://www.midi.gouv.qc.ca/publications/fr/recherches-statistiques/PUB_Presence2017_admisQc.pdf より (2018/1/15 参照)。

(49)(8)にて前述。

(50)(48)にて前述。

(51)(48)にて前述。

(52)(8)にて前述。

(53)ケベック州政府(Gouvernement du Québec)ホームページ

<http://www.immigration-quebec.gouv.qc.ca/en/immigrate-settle/family-reunification/index.html> より (2018/1/15 参照)。

(54)ケベック州政府(Gouvernement du Québec)ホームページ

<http://www.immigration-quebec.gouv.qc.ca/en/informations/rules-procedures.html> より
(2018/1/15 参照)。

(55)ケベック州政府(Gouvernement du Québec)ホームページ

<http://www.immigration-quebec.gouv.qc.ca/publications/fr/divers/Grille-synthese.pdf> より
(2018/1/15 参照)。

(56)ケベック州政府(Gouvernement du Québec)ホームページ

<http://www.immigration-quebec.gouv.qc.ca/en/french-language/index.html> より (2018/1/15
参照)。

(57)ケベック州政府(Gouvernement du Québec)ホームページ

<http://www.immigration-quebec.gouv.qc.ca/en/index.html> より (2018/1/15 参照)。

(58)ケベック州政府(Gouvernement du Québec)ホームページ

<http://www.immigration-quebec.gouv.qc.ca/en/settle/montreal.html> より (2018/1/15 参照)。

(59)ケベック州政府(Gouvernement du Québec)ホームページ

<https://services.immigration-quebec.gouv.qc.ca/fr/partenaires/services-offerts.php?service=®ion=&ville=&langue=&lat=&lon=&choix=#criteres> (2018/1/15 参照)。

参考文献

細川道久

2007 『カナダの歴史がわかる 25 話』明石書店。

井口泰

2002 「各国の外国人労働者受け入れ制度の比較」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2002/07/dl/tp0711-1n4.pdf> (2018/1/15 参照)

外国人雇用問題研究会編『外国人雇用問題研究会報告書』pp.25-34、厚生労働省。

一般財団法人 自治体国際化協会

2008 「カナダの移民政策及びその主要都市への影響」

<http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/50.pdf> (2018/1/15 参照) 一般財団法人

自治体国際化協会編『海外の諸情報シリーズ 第 50 号』、一般財団法人自治体国際化協会。

加藤普章

2008 「C・シフトンの移民政策の展開と批判 (1900 年代～1910 年代)」日本カナダ学会編『新版 資料が語るカナダ—1535-2007—』pp.250-251、有斐閣。

ノールズ、V

2014 『カナダ移民史—多民族社会の形成』細川道久訳、世界歴史叢書。(Knowles Valerie, 2007, Strangers at Our Gates: Canadian Immigration and Immigration Policy, 1540-2006)

長内了

2008 「カナダ権利章典 (1960 年)」日本カナダ学会編『新版 資料が語るカナダ—1535-2007—』pp.86-87、有斐閣。

大岡栄美

2012 「カナダにおける移民政策の再構築—「選ばれる移住先」を目指すコスト削減とリスク管理」移民政策学会 編集委員会編『移民政策研究 第 4 号』pp.2-13、現代人文社。

関根政美

- 1996 「国民国家と多文化主義」初瀬龍平編『エスニシティと多文化主義』pp41-66、同文館出版。

田村知子

- 1996 「カナダ多文化主義の現実とジレンマ」初瀬龍平編『エスニシティと多文化主義』 pp.125-149、同文館出版。
- 2008 「多文化主義政策「トルドーの議会声明」1971年)、「多文化主義政策」(1988年)」日本カナダ学会編『新版 資料が語るカナダー1535-2007ー』pp.272-275、有斐閣。

辻康夫

- 2011 「多文化主義をめぐる論争と展望ーカナダを中心にー」日本移民学会編『移民研究と多文化共生』 pp.38-56、御茶の水書房。

山下清海

- 2016 『世界と日本の移民エスニック集団とホスト社会ー日本社会の多文化に向けたエスニック・コンフリクト研究』明石書店。

Summary

Immigration policy and multiculturalism in Canada-focusing on Montreal, Quebec

Because of globalization, immigrants increase gradually in the world. Now, the number of immigrants in the world increased to 2.4million in 2015, and it is 3.2% of the world population. Due to its increase, there are many problems, such as deterioration of public security, discrimination and public backlash against immigrants, and so on. However, Canada, which is one of nations of immigrants, is said that they accept many immigrants successfully by adopting multiculturalism.

In this thesis, we focus on the immigration policy of Canada and multiculturalism, and analyze the possibility of multiculturalism as a way to intergrade people who have different culture. In order to analyze it, we look at history of immigration policy and current immigration policy, and multiculturalism. In addition, as an example of immigration policies of states, we look at immigration policy of Quebec and Montreal.

謝辞

まず初めに、本稿を執筆するにあたりお世話になった方々に感謝の意を示したい。

今回の論文執筆にあたり、親身になってご指導くださった、指導教員である関根久雄先生には深く感謝申し上げます。今年はゼミ生も多く、ご多忙であるにも関わらず、丁寧な論文指導をしていただいた。また、日頃のゼミでも多くのことを教えていただいた。関根先生のもとで学ばせていただいたことで、私の文化人類学に対する知見が深まり、自分が以前から興味関心を持っていたテーマについて改めて深く学ぶことができた。

また、同じゼミの仲間として毎週議論を交わし、共に学んできた関根ゼミ生たちにも感謝の意を示したい。和気藹々とした雰囲気を保ちながらも、真剣に意見を交えた時間はとても有意義で、学びが多かった。また、構想発表や中間発表など卒業論文にかかわる議論の際にも、忌憚ない意見をぶつけてくれたおかげで、より自分のテーマに対する考えを深めることができた。

また、卒業論文執筆を共に乗り切った国際総合学類の友人たちにも深く感謝している。執筆にあたり、焦りから気持ちが落ち着かないということが多かったが、友人たちから刺激を受け、励まされたことによって、今回卒業論文の執筆を無事終えることができた。

最後に、卒業論文執筆にあたり日々の生活を支えてくれた家族にも感謝の意を示したい。おかげで論文の執筆に集中することができた。今後、これまでこの大学で学ぶ機会を与えてくれたことへの感謝と共に、恩返しをしていきたい。

改めて、本稿の執筆にあたり支えてくださった皆様に敬意と感謝の意を示し、卒業論文の結びとしたい。